各都道府県介護保険担当課(室) 各市町村介護保険担当課(室) 各介護保険関係団体 御中

← 厚生労働省老健局高齢者支援課

介護保険最新情報

今回の内容

「生産性向上推進体制加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例等の提示について」及び「「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」等における生産性向上に先進的に取り組む特定施設等に係る人員配置基準の留意点について」の改正について

計 45 枚(本紙を除く)

Vol.1236 令和6年3月29日

厚生労働省老健局高齢者支援課

貴関係諸団体に速やかに送信いただきますよう よろしくお願いいたします。

連絡先 TFL:03-5253-1111(内線 3875)

FAX:03-3595-3670

老高発 0329 第 1 号 令和 6 年 3 月 29 日

各都道府県·各市区町村 介護保険主管部(局)長 殿

厚生労働省老健局高齢者支援課長 (公印省略)

「生産性向上推進体制加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例等の提示について」及び「「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」等における生産性向上に先進的に取り組む特定施設等に係る人員配置基準の留意点について」の改正について

生産性向上推進体制加算の取得及び特定施設入居者生活介護等における人員配置基準の見直しについては、「生産性向上推進体制加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例等の提示について」(令和6年3月15日付け老高発0315第4号。以下「生産性向上推進体制加算通知」という。)及び「「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」等における生産性向上に先進的に取り組む特定施設等に係る人員配置基準の留意点について」(令和6年3月15日付け老高発0315第5号。以下「特定施設等人員配置基準通知」という。)により示しているところである。

生産性向上推進体制加算通知及び特定施設等人員配置基準通知において、生活・認知機能尺度に関する調査票については別途通知するとしていたところであるが、今般、生活・認知機能尺度に関する調査票を別添のとおり示すこととし、あわせて生産性向上推進体制加算通知及び特定施設等人員配置基準通知を下記のとおり改正することとしたので、ご了知の上、貴管内の関係団体及び関係機関にその周知をお願いしたい。

記

- 1 「生産性向上推進体制加算通知」を別紙1のとおり改正する。なお、改正後の「生産性向上推進体制加算通知」は別紙2のとおりである。
- 2 「特定施設等人員配置基準通知」を別紙3のとおり改正する。なお、改正後の「特定施設等人員配置基準通知」は別紙4のとおりである。

生活・認知機能尺度

	身近なもの(たとえは、メガネや人れ圏、財布、上着、鍵など)を直いた場所を見えていますか
1 - 1	※介護者が一緒に探しているなど、一人で探す様子が分からない場合は、もし一人で探すとしたらどうかを想定
	して評価してください
□ 5	常に覚えている
□ 4	たまに(週1回程度)忘れることはあるが、考えることで思い出せる
□ 3	思い出せないこともあるが、きっかけがあれば自分で思い出すこともある(思い出せることと思
	い出せないことが同じくらいの頻度)
□2	きっかけがあっても、自分では置いた場所をほとんど思い出せない
\Box 1	忘れたこと自体を認識していない
	身の回りに起こった日常的な出来事(たとえば、食事、入浴、リハビリテーションや外出など)
1 – 2	をどのくらいの期間、覚えていますか
	※最近1 週間の様子を評価してください
□ 5	1週間前のことを覚えている
□ 4	1週間前のことは覚えていないが、数日前のことは覚えている
□ 3	数日前のことは覚えていないが、昨日のことは覚えている
□ 2	昨日のことは覚えていないが、半日前のことは覚えている
\Box 1	全く覚えていられない
	現在の日付や場所等についてどの程度認識できますか
2	※上位レベルのことと下位レベルのことが両方でき、上位と下位の間の項目ができない場合には、上位レベルの
	ほうを選び回答してください 例:1と3に該当し、2に該当しない場合⇒1を選択する
□ 5	年月日はわかる(±1日の誤差は許容する)
□ 4	年月日はわからないが、現在いる場所の種類はわかる
□ 3	場所の名称や種類はわからないが、その場にいる人が誰だかわかる(家族であるか、介護者であ
	るか、看護師であるか等)
□ 2	その場にいる人が誰だかわからないが、自分の名前はわかる
\Box 1	自分の名前がわからない

3	誰かに何かを伝えたいと思っているとき、どれくらい会話でそれを伝えることができますか
•	※「会話ができる」とは、2 者の意思が互いに疎通できている状態を指します
□ 5	会話に支障がない(「○○だから、××である 」といった2つ以上の情報がつながった話をすることができる)
□ 4	複雑な会話はできないが、普通に会話はできる(「〇〇だから、××である 」といった2つ以上の
□ 3	情報がつながった話をすることはできない) 普通に会話はできないが、具体的な欲求を伝えることはできる(「痛い」「お腹が空いた」などの具
	体的な要求しか伝えられない)
□ 2	会話が成り立たないが、発語はある(発語はあるが、簡単な質問に対して適切な回答ができなかったり、何を聞いても「うん」とだけ答える)
\Box 1	発語がなく、無言である
	一人で服薬ができますか
4	※服薬していなかったり、介護者が先に準備しているなど、実際の服薬能力が分からない場合は、一人で服薬する場合を想定して評価してください
□ 5	自分で正しく服薬できる
□ 4	自分で用意して服薬できるが、たまに(週1回程度)服薬し忘れることがある
□ 3	2回に1回は服薬を忘れる
□ 2	常に薬を手渡しすることが必要である
\Box 1	服薬し終わるまで介助・みまもりが必要である
	一人で着替えることができますか
5	※まひ等により身体が不自由で介助が必要な場合は、障害がない場合での衣服の機能への理解度を想定して評価してください
□ 5	季節や気温に応じた服装を選び、着脱衣ができる
□ 4	季節や気温に応じた服装選びはできないが、着る順番や方法は理解し、自分で着脱衣ができる
□ 3	促してもらえれば、自分で着脱衣ができる
\square 2	着脱衣の一部を介護者が行う必要がある
\Box 1	着脱衣の全てを常に介護者が行う必要がある
	テレビやエアコンなどの電化製品を操作できますか
6	※テレビが無い場合は、エアコンで評価してください いずれもない場合は、電子レンジ、ラジオなどの電化製品
	の操作で評価してください
□ 5	自由に操作できる(「複雑な操作」も自分で考えて行うことができる)
□ 4	チャンネルの順送りなど普段している操作はできる(「単純な操作」であれば自分で行うことができ
□ 3	操作間違いが多いが、操作方法を教えてもらえれば使える(「単純な操作」が分からないことがあるが、教えれば自分で操作することができる)
\Box 2	が、教えれば自分で採作することができる。) リモコンを認識しているが、リモコンの使い方が全く分からない(何をする電化製品かは分かるが、
□ 2	操作を教えても自分で操作することはできない)
\Box 1	リモコンが何をするものか分からない
	合計
	<u>点</u>

○ 「生産性向上推進体制加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例等の提示について」(令和6年3月15日付け老高発0315第4号)(抄)

新	旧
記	記
$1 \sim 5$ (略)	1~5 (略)
6 (略)	6 (略)
(1) 利用者の満足度等の評価	(1) 利用者の満足度等の評価
別添1の利用者向け調査票により、WHO-5調査(利	別添1の利用者向け調査票により、WHO-5調査(利
用者における満足度の変化)の実施及び生活・認知機能尺	用者における満足度の変化)の実施及び生活・認知機能尺
度の確認を行うこと。	度の確認を行うこと。
	なお、生活・認知機能尺度に関する調査票については別
	<u>途通知する。</u>
$(2) \sim (5)$ (略)	(2) ~ (5) (略)
$7 \sim 9$ (略)	$7 \sim 9$ (略)

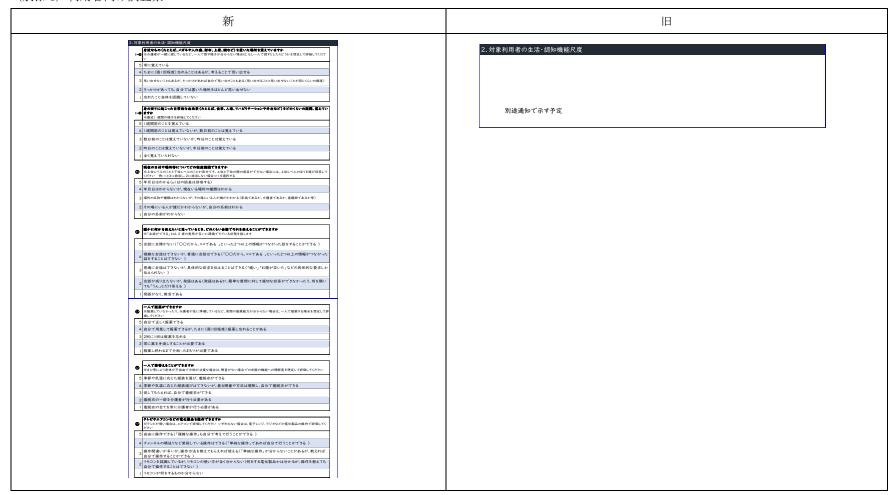
(別紙1) 生産性向上推進体制加算に関する取組の実績報告書(毎年度報告)

② 生活·認知機能尺原	度(調査) 調査対象人数 人			② 生活・認知機能尺度(調査) 調査対象人数 人
点数区分 7 人数	7点~14点 15点~21点	22点~28点	29点~35点	詳細については、後日通知で示す。

(別紙2) 生産性向上推進体制加算(I)の算定に関する取組の成果

		新			旧					
②-1 生活・	認知機能尺度(事前	前調査) 調査対象人	数人		②-1 生活・認知機能尺度(事前調査) 調査対象人数 人					
点数区分	7点~14点	15点~21点	22点~28点	29点~35点						
人数					詳細については、後日通知で示す。					
② - 2 生活・	認知機能尺度(事	後調査) 調査対象	数人		② - 2 生活・認知機能尺度(事後調査) 調査対象人数 人					
点数区分	7点~14点	15点~21点	22点~28点	29点~35点	(2) 一 2 生活・認知機能尺度(事後調金) 調金対象人数 人					
人数					詳細については、後日通知で示す。					
					BT PRINCE OF CITY OF CANAL CAN					

(別添1) 利用者向け調査票



老高発 0315 第 4 号 令和 6 年 3 月 15 日 改正 老高発 0329 第 1 号 令和 6 年 3 月 29 日

各都道府県·各市区町村 介護保険主管部(局)長 殿

厚生労働省老健局高齢者支援課長 (公印 省略)

生産性向上推進体制加算に関する基本的考え方並びに 事務処理手順及び様式例等の提示について

生産性向上推進体制加算の取得については、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準」(平成十二年厚生省告示第十九号)、「指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準」(平成十二年厚生省告示第二十一号)、「指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準」(平成十八年厚生労働省告示第百二十六号)、「指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準」(平成十八年厚生労働省告示第百二十七号)、「指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準」(平成十八年厚生労働省告示第百二十八号)及び「厚生労働大臣が定める基準」(平成二十七年厚生労働省告示第九十五号)において示しているところであるが、今般、基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例等を下記のとおりお示しするので、ご了知の上、貴管内の関係団体及び関係機関にその周知をお願いしたい。

記

1 基本的な考え方

生産年齢人口が減少していく一方、介護需要が増大していく中において、介護人材の確保が喫緊の課題となっている。介護職員の処遇改善を進めることに加え、介護ロボットや ICT 等のテクノロジーの導入等により、介護サービ

スの質を確保するとともに、職員の負担軽減に資する生産性向上の取組(介護 現場では業務改善と同義と捉えて差し支えない。)を推進することが重要であ る。

テクノロジーの導入に関しては、平成27年度から地域医療介護総合確保基金を活用した導入支援等を実施しているところであるが、導入件数は増加傾向にある一方、令和4年度に実施した介護現場でのテクノロジー活用に関する調査研究によると、介護業界全体でみると、テクノロジーの導入が幅広く進んでいるとはいえない状況である。また、テクノロジーの導入を行う場合には、介護現場の課題に合わせたテクノロジーの導入に加え、利用者の状況やテクノロジーの機能に応じた適切な業務手順の変更及び当該変更された手順に基づく継続的な業務改善の取組が必要となるところ、現場の声として、継続的な取組の実施が難しいといった課題もある。

現在の介護現場の状況及び将来の社会情勢の変化を踏まえると、介護業界全体で生産性向上の取組を図る必要があることから、今般、令和6年度の介護報酬改定において、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会(以下「委員会」という。)の設置を義務付ける(3年間の経過措置を設定)とともに、テクノロジーの導入による効果の定着に向けて(※)継続的な活用を支援するため生産性向上推進体制加算((I)・(II))(見守り機器等のテクノロジー等を導入し、「介護サービス事業における生産性向上に資するガイドライン」(以下「生産性向上ガイドライン」という。)に基づいた業務改善を継続的に行うとともに、効果に関するデータ提出を行うこと等を評価する加算)を新設したところである。

なお、厚生労働省においては、下記6による実績報告をもとに、本加算を 算定する介護サービス事業所における生産性向上の取組の進展状況を定期的 に把握・分析することとしており、当該分析結果等を踏まえ、加算の見直し を含む必要な対策を検討することとしている。

- (※) これまでに国が実施した実証事業等に参加をした介護サービス事業所等においては、生産性向上の取組による効果の定着に複数年の期間を要するといった状況もある。
- 2 生産性向上推進体制加算 ((Ⅰ)・(Ⅱ)) の仕組み等

生産性向上推進体制加算(以下「加算」という。)は、テクノロジーの導入後の継続的な活用を支援するため、委員会の開催や必要な安全対策を講じた上で、見守り機器等のテクノロジーを1つ以上導入し、生産性向上ガイドラインの内容に基づいた業務改善を継続的に行うとともに、事業年度毎に1回、生産性向上の取組に関する実績データを厚生労働省に報告する場合に、一月当

たり10単位を算定(加算(Ⅱ))することとした。

また、上記の加算(II)の要件を満たし、当該要件に基づき提出した実績データにより生産性向上の取組による成果が確認された場合であって、見守り機器等のテクノロジーを複数導入し、かつ、職員間の適切な役割分担(特定の介護職員が利用者の介助に集中して従事することのできる時間帯を設けることやいわゆる介護助手の活用等。以下同じ。)の取組を行っている場合に、一月当たり 100 単位を算定(加算(I))することとした。

加算(I)及び加算(II)の関係については、加算(I)が上位区分となるものである。両加算の違いとして、加算(II)においては、生産性向上の取組の成果の確認は要件としていないところであるが、加算(I)の算定に当たっては、加算(II)で求める取組の成果の確認が要件となる。また、加算(I)では加算(II)の要件に加え、テクノロジーを複数導入するなどの違いがある。加算(I)及び加算(II)により、生産性向上の取組を段階的に支援していくこととしており、原則として、加算(II)を算定し、一定の期間、加算(II)の要件に基づいた取組を進め、加算(I)に移行することを想定しているものであるが、生産性向上の取組を本加算の新設以前より進めている介護サービス事業所においては、最初から加算(I)を算定することも可能である。詳細については下記 7 を参照すること。

また、加算(I)及び加算(I)を同時に算定することはできないものである。

なお、加算(I) の算定を開始するに当たっては、加算(II) で求める取組の成果の確認が要件となることから、本加算の要件に基づき生産性向上の取組を開始するに当たっては、後述する 6 (1) から 6 (3) の項目に関するテクノロジー導入前の状況を調査する必要があることに留意すること。

3 介護機器について

加算(I)及び(II)を算定するに当たっては、以下の介護機器を使用する必要があること。なお、介護機器の選定に当たっては、事業所の現状の把握及び業務面において抱えている課題の洗い出しを行い、業務内容を整理し、職員それぞれの担うべき業務内容及び介護機器の活用方法を明確化した上で、洗い出した課題の解決のために必要な種類の介護機器を選定すること。

(1) 加算(I)

加算(I)を算定するに当たっては、以下の①から③の介護機器を全て使用することとし、また、①の機器は全ての居室に設置し(全ての利用者を個別に見守ることが可能な状態をいう。)、②の機器は同一の時間帯に勤務する全ての介護職員が使用すること。

① 見守り機器

利用者がベッドから離れようとしている状態又は離れたことを感知できるセンサーであり、当該センサーから得られた情報を外部通信機能により職員に通報できる利用者の見守りに資する機器をいう。なお、見守り機器を居室に設置する際には、利用者のプライバシーに配慮する観点から、利用者又は家族等に必要な説明を行い、同意を得ることとし、機器の運用については、当該利用者又は家族等の意向に応じ、機器の使用を停止するなどの運用は認められる。

- ② インカム(マイクロホンが取り付けられたイヤホンをいう。)等の職員間の連絡調整の迅速化に資するICT機器(ビジネス用のチャットツールの活用による職員間の連絡調整の迅速化に資するICT機器も含む。)
- ③ 介護記録ソフトウェアやスマートフォン等の介護記録の作成の効率 化に資するICT機器(複数の機器の連携も含め、データの入力から 記録・保存・活用までを一体的に支援するものに限る。)
- (2) 加算(Ⅱ)

加算 (II) を算定するにあたっては、(1) ①から③に掲げる介護機器のうち、1つ以上を使用すること。なお、(1) ②の機器は同一の時間帯に勤務する全ての介護職員が使用すること。

4 職員の業務分担の明確化等による業務の効率化及びケアの質の確保並びに 職員の負担軽減について

加算(I)を算定するに当たっては、業務内容の明確化や見直しを行い、職員間の適切な役割分担を実施すること。

例えば、以下のことが対応として想定されるものであるが、委員会において、現場の状況に応じた必要な対応を検討すること。

- ・ 負荷が集中する時間帯の業務を細分化し個人に集中することがないよう 平準化すること
- 特定の介護職員が利用者の介助に集中して従事することのできる時間帯を設けること
- ・ いわゆる介護助手の活用(食事等の準備や片付け、清掃、ベッドメイク、 ごみ捨て等、利用者の介助を伴わない業務を集中的に実施する者を設ける などの取組)を行うこと
- 利用者の介助を伴わない業務の一部を外注すること

5 委員会における安全対策の検討及び取組状況の定期的な確認について 委員会は、現場職員の意見が適切に反映されるよう、管理者だけでなく、 ケアを行う職員を含む幅広い職種やユニットリーダー等が参画するものとす る。

委員会では、次の(1)から(4)までの事項について必要な検討を行い、また、委員会は三月に一回以上開催し、当該事項の実施状況を確認し、ケアを行う職員等の意見を尊重しつつ、必要に応じて利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図る取組の改善を図ること。

また、委員会における検討に基づき実施された取組により業務効率化が図られた場合、その効率化された時間は、介護サービスの質の確保及び職員の負担の軽減に資する取組に優先して充てること。

なお、委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものと し、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人 情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システム の安全管理に関するガイドライン」等に対応すること。

- (1) 「利用者の安全及びケアの質の確保」について
 - ① 見守り機器等から得られる離床の状況、睡眠状態やバイタルサイン等の情報を基に、介護職員、看護職員、介護支援専門員その他の職種が連携して、見守り機器等の導入後の利用者等の状態が維持されているか確認すること。
 - ② 利用者の状態の変化等を踏まえた介護機器の活用方法の変更の必要性の有無等を確認し、必要な対応を検討すること。
 - ③ 見守り機器を活用する場合、安全面から特に留意すべき利用者については、定時巡回の実施についても検討すること。
 - ④ 介護機器の使用に起因する施設内で発生した介護事故又はヒヤリ・ハット事例(介護事故には至らなかったが介護事故が発生しそうになった事例をいう。)(以下「ヒヤリ・ハット事例等」という。)の状況を把握し、その原因を分析して再発の防止策を検討すること。
- (2) 「職員の負担の軽減及び勤務状況への配慮」について 実際に勤務する職員に対して、アンケート調査やヒアリング等を行い、 介護機器等の導入後における次の①から③までの内容をデータ等で確認 し、適切な人員配置や処遇の改善の検討等が行われていること。
 - ① ストレスや体調不安等、職員の心身の負担の増加の有無
 - ② 職員の負担が過度に増えている時間帯の有無
 - ③ 休憩時間及び時間外勤務等の状況
- (3) 「介護機器の定期的な点検」について 次の①及び②の事項を行うこと。
 - ① 日々の業務の中で、あらかじめ時間を定めて介護機器の不具合がない ことを確認するなどの不具合のチェックを行う仕組みを設けること。
 - ② 使用する介護機器の開発メーカー等と連携し、定期的に点検を行うこと。

(4) 職員に対する研修について

介護機器の使用方法の講習やヒヤリ・ハット事例等の周知、その事例を 通じた再発防止策の実習等を含む職員研修を定期的に行うこと。

また、加算(I)を算定するに当たっては、上記に加え、職員間の適切な役割分担による業務の効率化等を図るために必要な職員研修等を定期的に実施すること。

- 6 生産性向上の取組に関する実績データの厚生労働省への報告について 事業年度毎に1回、生産性向上の取組に関する実績として、加算(I)を 算定する場合には、次の(1)から(5)の事項について、加算(Ⅱ)を算 定する場合には、次の(1)から(3)の事項について、原則としてオンラ インにより厚生労働省(提出されたデータについては、厚生労働省のほか指 定権者においても確認ができるものとする)に当該事項の結果を提出するこ
 - (1) については、調査実施に係る現場の負担も考慮し、5名程度の利用者を調査の対象とすること。なお、5名程度の対象者の選定に当たっては、利用者及び介護職員の負担が軽減されるよう、利用者自身で調査に回答を行うことが可能な利用者を優先的に対象とすることも差し支えない。また、加算(II) を算定する場合で、介護機器の導入を行ったフロアや居室の利用者の数が5名に満たない場合は、当該利用者全員を調査対象とすること。
 - (2) から(4) については、全ての介護職員(加算(II) を算定する場合の(2) 及び(3) については、介護機器の導入を行ったフロア等に勤務する介護職員)を調査の対象とする。
 - (5) については、調査実施に係る現場の負担も考慮し、日中の時間帯、 夜間の時間帯それぞれについて、複数人の介護職員を調査の対象とすること で足りるものとする。
 - なお、(1)の調査の実施及び実績の厚生労働省への報告については、利用者又は家族等に必要な説明を行い、同意を得ることとし、当該利用者又は家族等の意向に応じ、調査の対象としないこととするなどの運用は認められるものであること。また、(4)の調査の実施及び実績の厚生労働省への報告については、介護職員に必要な説明を行い、同意を得ることとし、当該介護職員の意向に応じ、調査の対象としないこととするなどの運用は認められるものであること。
 - (1) 利用者の満足度等の評価 別添1の利用者向け調査票により、WHO-5調査(利用者におけ る満足度の変化)の実施及び生活・認知機能尺度の確認を行うこと。
 - (2) 総業務時間及び当該時間に含まれる超過勤務時間の調査 別添2の施設向け調査票により、対象事業年度の10月(※1)にお ける介護職員の1月当たりの総業務時間及び超過勤務時間を調査(※ 2)すること。

また、労働時間の把握については、原則として、タイムカード、パーソナルコンピュータ等の電子計算機の使用時間(ログインからログ

アウトまでの時間)の記録等の客観的な記録(賃金台帳に記入した労働時間数も含む)により把握する必要があること。

- (※1) 本加算を算定した初年度においては、算定を開始した月と すること。
- (※2) 総業務時間及び超過勤務時間は調査対象者全体の平均値 (少数点第1位まで)を報告すること。
- (3) 年次有給休暇の取得状況の調査

別添2の施設向け調査票により、対象事業年度の10月を起点として 直近1年間の年次有給休暇の取得日数を調査(※)すること。

- (※) 年次有給休暇の取得日数は調査対象者全体の平均値(少数点第 1位まで)を報告すること。
- (4) 介護職員の心理的負担等の評価

別添3の介護職員向け調査票により、SRS-18調査(介護職員の 心理的負担の変化)及び職員のモチベーションの変化に係る調査を実 施すること。

別添4の介護職員向け調査票により、5日間の自記式又は他記式に よるタイムスタディ調査を実施すること。

- 7 生産性向上の取組による業務の効率化及びケアの質の確保並びに職員の負担軽減に関する成果があることの確認について
 - (1) 加算(Ⅱ)を算定する介護サービス事業所が加算の区分を変更し加算 (Ⅰ)の算定を開始しようとする場合

加算(I)の算定開始に当たっては、生産性向上の取組の成果として、 業務の効率化及びケアの質の確保並びに職員の負担軽減が行われているこ との確認が必要である。

具体的には、加算(Ⅱ)の要件となる介護機器の導入後、生産性向上の取組を三月以上継続した上で、6(1)から6(3)の項目について、当該介護機器の導入前後の状況を比較することにより、①から③のとおり成果が確認される必要がある。

この場合、比較する対象者は、原則として6(1)から6(3)の項目の調査を当該介護機器の導入前後ともに受けている同一の利用者及び介護職員とすること。なお、介護職員が育児・介護休業法等による育児・介護等の短時間勤務制度を利用する場合や「治療と仕事の両立ガイドライン」に沿って事業者が設ける短時間勤務制度等を利用する場合等、比較対象の期間中に勤務形態に変更が生じる場合についても、比較の対象から除くこと。

また、本加算の新設以前から生産性向上の取組に着手しており、加算 (Ⅱ)の要件となる介護機器の導入前の6(1)の項目に関する調査のデータがない場合等については、当該介護機器の導入前から介護サービスを利用する利用者へのヒアリング調査等を行い、その結果に基づき、委員会 において当該介護機器の導入による利用者の満足度等への影響がないこと を確認することで足りるものとする。

- ① 6 (1) の項目について、本取組による悪化がみられないこと。
 - (※) 「悪化がみられないこと」とは、比較により数値が下がっていないことをいうものであるが、数値の低下の要因が生産性向上の取組に伴うものではない事象によるものであることが明らかな場合については当該事象の発生した利用者について、調査の集計対象から除くことは差し支えない。
- ② 6 (2)の項目について、介護職員の総業務時間及び当該時間に含まれる超過勤務時間が短縮していること。本項目の調査対象期間は、6 (2)に規定する調査対象期間(※)に関わらず、加算(II)の要件となる介護機器の導入後、生産性向上の取組を三月以上継続した以降の月における介護職員の1月当たりの総業務時間及び超過勤務時間を調査することとしても差し支えない。なお、当該介護機器導入前の直近の同月又は当該介護機器を導入した月の前月の勤務状況と比較すること。
 - (※) 10月における介護職員の1月当たりの総業務時間及び超過勤務時間
- ③ 6 (3)の項目について、維持又は増加していること。本項目の調査対象期間は、6 (3)に規定する調査対象期間(※1)に関わらず、加算(Ⅱ)の要件となる介護機器を導入した月又は加算(Ⅱ)の算定を開始した月から②の調査対象月までの期間を調査対象期間としても差し支えない。なお、当該介護機器導入前の直近の同期間又は当該介護機器を導入した月の前月を起点とする直近の調査対象期間の月数(※2)における取得日数と比較すること。
 - (※1)10月を起点として直近1年間の年次有給休暇の取得日数
 - (※2) 例えば、加算 (Ⅱ) の要件となる介護機器を令和6年4月に導導入し、②の調査対象期間を同年4月から同年7月の4か月間とした場合は、「直近の同期間」は令和5年4月から同年7月の4か月間であり、「当該介護機器を導入した月の前月を起点とする直近の調査対象期間の月数」は令和5年12月から令和6年3月の4か月間となる。
- (2) 本加算の新設以前から加算(I)の要件を満たすような生産性向上の 取組を進めている介護サービス事業所が最初から加算(I)を算定しよ うとする場合

生産性向上の取組を従来から進めている介護サービス事業所が最初から加算(I)を算定する場合、加算(I)の算定開始に当たっては、当該事業所における生産性向上の取組による成果として(1)①から③に該当することを示すデータの提出が必要である。この場合において、データとは、当該事業所において生産性向上の取組を開始した際のデータを有している場合については、当該データと現在の状況を比較することが考えられる。しかしながら、加算(II)の要件となる介護機器の導入前の6(1)

の項目に関する調査のデータがない場合等については、当該介護機器の導入前から介護サービスを利用する利用者へのヒアリング調査等を行い、その結果に基づき、委員会において当該介護機器の導入による利用者の満足度等への影響がないことを確認することで足りるものとする。

- (3) (1)及び(2)に該当しない介護サービス事業所が最初から加算
 - (I) を算定しようとする場合
 - (1)及び(2)に該当しない介護サービス事業所が最初から加算
 - (I)を算定しようとする場合、加算(II)の要件となる介護機器の導入後、生産性向上の取組を3 月以上継続した上で、当該介護機器の導入前後における6(1)から6(3)の項目について、(1)①から③に該当することを示すデータの提出が必要である。

8 厚生労働省等への報告等について

6の厚生労働省への報告については、別紙1により報告をすること。また、加算(I)の算定を開始する場合、「介護給付費算定に係る体制等に関する届出等における留意点について」(令和6年3月15日老発0315第1号)の別紙28「生産性向上推進体制加算に係る届出書」を届け出る際に、当該届出書の備考1に規定する各種指標に関する調査結果のデータとして別紙2を添付すること。

あわせて、別紙1については「電子申請・届出システム」を活用したオンラインによる提出を予定しているが、システム改修に一定の期間を要するため、当面の間は別の方法による提出とする予定である。詳細については、別途通知する。

報告にあたり、指定権者が委員会における検討状況を確認できるよう、当該委員会の議事概要を提出すること。また、介護サービス事業所のテクノロジー活用に関して、厚生労働省が行うケアの質や職員の負担への影響に関する調査・検証等への協力に努めること。

9 その他

介護保険法の改正により、令和6年4月から介護サービス事業所の生産性 向上の取組が促進されるよう都道府県に対する努力義務が創設されることも 踏まえ、都道府県主導のもと、生産性向上に資する様々な支援・施策を総合 的・横断的に一括して取り扱い、適切な支援につなぐワンストップ窓口の設 置等を進めているところである。本加算の算定に際し、生産性向上の取組を 進めるに当たっては、当該窓口の活用も有効である。

生産性向上推進体制加算に関する取組の実績報告書(毎年度報告)

事業所番号						
事業所名						
	1 短期入所生活介	`護	2 短期入所	听療養介護	3 特定	E施設入居者生活介記
	4 小規模多機能型制	居宅介護	5 認知症対	応型共同生活介護	6 地域密	着型特定施設入居者生活介記
16 =0 fac 0.1	7 地域密着型介護老人	福祉施設	8 看護小規	奠多機能型居宅介護	9 介語	養老人福祉施設
施設種別	10 介護老人保健旅		11 介護医		12 介護	予防短期入所生活介護
	13 介護予防短期入所	療養介護	14 介護予防特	定施設入居者生活介護	15 介護	・ 下防小規模多機能型居宅介
	16 介護予防認知症対応型共	同生活介護				
届出区分	1 生産性向上推	進体制力	! □笪(Ⅰ)	2 生産性向上	推准体	制加笪(Ⅱ)
	(常勤換算方式)					(1)
八兵癿巨朳ル	(市刧揆昇刀以)	们用1	3 (八)	・月段戦兵	()	
1 利用者の温	記度の変化					
	令和 年 月					
	┗━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━	 **/ ₁				
点数区分	0点~6点		i~13点	14点~19点		20点~25点
人数		***				
_						
O —	幾能尺度(調査) 	~	象人数 人	T		
点数区分	7点~14点	15,	5~21点	22点~28点		29点~35点
人数						
2 総業務時間	及び当該時間に含	まれる起	迢過勤務時間	引の変化 調査対	象人数	人
対象期間	令和 年 月		対象期間	左表と同じ		
総業務時間		超	過勤務時間			
(※1) 一月あ	たりの時間数(調	查対象を	皆 平均、小数	・ 対点第1位まで記	!載)(F	時間)
(※2)対象期間	は10月としているが、	本加算の	算定初年度にお	おいては算定を開始	した月をタ	対象期間とする。
3 年次有給休	、暇の取得状況 調					
対象期間	令和 年11月~令	和 年1	0月			
年次有給休暇	取得日数					
(※)対象期間にお	ける調査対象者の取得し	た年次有	給休暇の日数(調査対象者平均、小	数点第1位	なまで記載) (日)
 Λ 企業職員σ)心理的負担等の変	<i>/</i> -				
調査時期	令和 年 月	16				
①SRS-18	(調査) 調査対象					
点数区分	0点~7点	8点	[~19点	20点~31点	,	32点~54点
人数						
② エエベ_シ:	・ ョンの変化(調査)	细本	计争工粉	ı		.
=	-3点 ~ -1点	訓 直		1点 ~ 3点		
点数区分			0点	□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □		
仕事のやりがい	λ		<u></u>			
職場の活気	人		人		人	
5 タイムスタ	!ディ調査 (※)	5日間の	り調査			
調査時期	令和 年 月					
	- 1 /2 - 1 /4/ 1	J				
① 日中 調査対			11.40.=6	A 10-1	1	
類型	直接介護	間	接業務	余裕時間	休息	憩・待機・その他
割合(%)						
(※)余裕時間	引とは、突発でのケ	アや対応	なができるり	忧態での業務時間		
調査対象者の業	美務時間の総和			時間(少数点第	1位ま	で記載)
		<u> </u>		1		
② 夜間 調査対			↑	<u> </u>	11 =	6 /++// 7 ~ //
類型	直接介護	間	接業務	余裕時間	休息	息・待機・その他
割合(%)						
調本対象者の業	養務時間の総和			時間(少数点第	1.位主	で記載)

備考 加算(I)は $1\sim5$ を記入し、加算(I)は $1\sim3$ を記入すること。詳細については、別途通知(「生産性向上推進体制加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例等の提示について」)を参照すること。

生産性向上推進体制加算(Ⅰ)の算定に関する取組の成果

事業所名				
生産性向上推進(本制加算(Ⅱ)の要	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		
導入時期	令和 年 月			
- 1 利用者の満足	 足度等の変化	•		
事前調査時期	令和 年 月	事後調査時期	令和 年 月	
① -1 WHO	-5(事前調査)	調査対象人数 人		
点数区分	0点~6点	7点~13点	14点~19点	20点~25点
人数				
① -2 WHO	-5 (事後調査)	調査対象人数 人		
点数区分	0点~6点	7点~13点	14点~19点	20点~25点
人数				
調査対象者に	-関して、数値が悪	化していないことの	確認 □	
②-1 生活	・認知機能尺度(事	平前調査) 調査対象	象人数 人	
点数区分	7点~14点	15点~21点	22点~28点	29点~35点
人数				
② - 2 生活	・認知機能尺度(『	事後調査) 調査対	· 象人数 人	
点数区分	7点~14点	15点~21点	22点~28点	29点~35点
人数				
調査対象者に	-関して、数値が悪	化していないことの	確認 🗌	
上記の調査データ	 ヌがなく、ヒアリン	 √グ調査を実施した場	場合(備考参照) □	
2 終業務時間7		: れる超過勤務時間 <i>の</i>	n変化 調査対象人2	
対象期間		(事後)令和 年 月	7. 2. 1. 侧直对多八。 	w /\
総業務時間				
対象期間	(事前)上表と同じ	(事後)上表と同じ		
超過勤務時間	(3.00) = 2(-1.00)	() 20 = 21 = 11 =		
(※) 一月あたり)の時間数 (調査対	才象者平均、小数点第	・ 第1位まで記載)(E	時間)
		短縮していることの		31-37
3 年次有給休服	段の取得状況 調査	5. 故象人数 人		
	1.	一月 (事後)令和	年 月~ 月	
年次有給休暇取得日数				
(※)対象期間にお	L ける調査対象者の取得し	た年次有給休暇の日数(調査対象者平均、小数点	第1位まで記載)(日)
年次有給休暇	るの取得状況が維持	又は増加しているこ	.との確認 📗	

備考 詳細については、別途通知(「生産性向上推進体制加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例等の提示について」)を参照すること。また、成果の確認に当たっては加算(Ⅱ)の要件となる介護機器の導入後、3月以上取組の継続が必要であることに留意すること。

また、利用者の満足度等の変化に関する調査のデータがない場合であって、介護機器の導入前からサービスを利用する利用者へのヒアリング調査等を実施した場合は、当該調査結果及び委員会での当該結果を確認した議事概要を提出すること。

利用者向け調査票

別添1

施設名

利用者番号	記	2人日	
	年	月	日

1. 対象利用者概要

 性別
 1: 男 2: 女
 年齢
 オ

 エ 5 また
 1: 要介護1
 2: 要介護2
 3: 要介護3
 4: 要介護4
 5: 要介護5

要介護度 6: 自立・要支援 7:その他(要支援・区分申請中等)

2. 対象利用者の生活・認知機能尺度

「身近なもの(たとえば、メガネや入れ歯、財布、上着、鍵など)を置いた場所を覚えていますか

- I-① ※介護者が一緒に探しているなど、一人で探す様子が分からない場合は、もし一人で探すとしたらどうかを想定して評価してください
 - 5 常に覚えている
 - 4 たまに(週1回程度)忘れることはあるが、考えることで思い出せる
 - 3 思い出せないこともあるが、きっかけがあれば自分で思い出すこともある(思い出せることと思い出せないことが同じくらいの頻度)
 - 2 きっかけがあっても、自分では置いた場所をほとんど思い出せない
 - Ⅰ 忘れたこと自体を認識していない
- | 身の回りに起こった日常的な出来事(たとえば、食事、入浴、リハビリテーションや外出など)をどのくらいの期間、覚えていますか※最近 | 週間の様子を評価してください
 - 5 | 1週間前のことを覚えている
 - 4 | 1週間前のことは覚えていないが、数日前のことは覚えている
 - 3 数日前のことは覚えていないが、昨日のことは覚えている
 - 2 昨日のことは覚えていないが、半日前のことは覚えている
 - | 全く覚えていられない

現在の日付や場所等についてどの程度認識できますか

- ② ※上位レベルのことと下位レベルのことが両方でき、上位と下位の間の項目ができない場合には、上位レベルのほうを 選び回答してください 例:1と3に該当し、2に該当しない場合⇒1を選択する
 - 5 年月日はわかる(±1日の誤差は許容する)
- 4 年月日はわからないが、現在いる場所の種類はわかる
- 3 場所の名称や種類はわからないが、その場にいる人が誰だかわかる(家族であるか、介護者であるか、看護師であるか等)
- 2 その場にいる人が誰だかわからないが、自分の名前はわかる
- ||自分の名前がわからない
- ▲ |誰かに何かを伝えたいと思っているとき、どれくらい会話でそれを伝えることができますか

|※「会話ができる」とは、2 者の意思が互いに疎通できている状態を指します

- 5|会話に支障がない(「○○だから、××である」といった2つ以上の情報がつながった話をすることができる)
- 4 複雑な会話はできないが、普通に会話はできる(「○○だから、××である」といった2つ以上の情報がつながった話をすることはできない)
- 3 普通に会話はできないが、具体的な欲求を伝えることはできる(「痛い」「お腹が空いた」などの具体的な要求しか伝えられない)
- 会話が成り立たないが、発語はある(発語はあるが、簡単な質問に対して適切な回答ができなかったり、何を 聞いても「うん」とだけ答える)
- | 発語がなく、無言である

一人で服薬ができますか

- ② | ※服薬していなかったり、介護者が先に準備しているなど、実際の服薬能力が分からない場合は、一人で服薬する場合を想定して評価してください
 - 5 自分で正しく服薬できる
 - 4 自分で用意して服薬できるが、たまに(週1回程度)服薬し忘れることがある
 - 3 2回に1回は服薬を忘れる
 - 2 常に薬を手渡しすることが必要である
 - Ⅰ 服薬し終わるまで介助・みまもりが必要である

一人で着替えることができますか

- ⑤ ※まひ等により身体が不自由で介助が必要な場合は、障害がない場合での衣服の機能への理解度を想定して評価してください
 - 5 季節や気温に応じた服装を選び、着脱衣ができる
 - 4 季節や気温に応じた服装選びはできないが、着る順番や方法は理解し、自分で着脱衣ができる
 - 3 促してもらえれば、自分で着脱衣ができる
 - 2 着脱衣の一部を介護者が行う必要がある
 - Ⅰ 着脱衣の全てを常に介護者が行う必要がある

テレビやエアコンなどの電化製品を操作できますか

- ⑥ ※テレビが無い場合は、エアコンで評価してくださいいずれもない場合は、電子レンジ、ラジオなどの電化製品の操作で評価してください
- 5 自由に操作できる(「複雑な操作」も自分で考えて行うことができる)
- 4 チャンネルの順送りなど普段している操作はできる(「単純な操作」であれば自分で行うことができる)
- 3 操作間違いが多いが、操作方法を教えてもらえれば使える(「単純な操作」が分からないことがあるが、教えれば自分で操作することができる)
- 2 リモコンを認識しているが、リモコンの使い方が全く分からない(何をする電化製品かは分かるが、操作を教えても自分で操作することはできない)
- | リモコンが何をするものか分からない

3. 対象利用者におけるQOLの変化

QOLの変化 ※出典:WHO-5 精神的健康状態表

最近	2週間、利用者の状態に最も近いものに○をつけてください	いつも	ほとんど いつも	半分以 上の期 間を	半分以 下の期 間を	ほんのた まに	まったく ない
1	明るく、楽しい気分で過ごした	5	4	3	2	I	0
2	落ち着いた、リラックスした気分で過ごした	5	4	3	2	I	0
3	意欲的で、活動的に過ごした	5	4	3	2	I	0
4	ぐっすりと休め、気持ちよく目覚めた	5	4	3	2	I	0
5	日常生活の中に、興味のあることがたくさんあった	5	4	3	2	I	0

以上です。ご回答ありがとうございました。

別添 2

施設向け調査票(労働時間等調査票)

入職前など、1か月間のすべてで勤務がない場合は"—"と記載ください。

	人職前など、1か例: 令和5年														
職員 番号	●月 ●月 ●月				●月 ●月					年間の有給休暇 の取得日数					
	所定総 労働時間	総実労働 時間	所定総 労働時間	総実労働 時間	所定総 労働時間	総実労働 時間	所定総 労働時間	総実労働 時間	所定総 労働時間	総実労働 時間	所定総 労働時間	総実労働 時間	所定総 労働時間	総実労働 時間	の取得日数
1															
2															
3															
4															
5															
6															
7															
8															
9															
10															
11															
12															
13															
14															
15															
16															
17															
18															
19															
20															
21															
22															
23															
24															
25															
26															
27															
28															
29															
30															

	例: 令和6年							
職員 番号	●月	年間の有給休暇 の取得日数						
	所定総 総実労働 労働時間 時間	の取得日数						
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								
11								
12								
13								
14								
15								
16								
17								
18								
19								
20								
21								
22								
23								
24								
25								
26								
27								
28								
29								
30								

職員向け調査票

別添3

施設名

職員番号	記	入日	
	年	月	日

1.職員概要

性別	l:男 2:女	年齢階級	10歳代 60歳代	· 20歳代 · 70歳代		30歳代	٠	40歳代	•	50歳代	•	
役職	1:経営層	2:管理:	者・リーダー		3:-	般職	4:-	その他()
	犬の職種 経験年数	年	ヶ月									

2. 心理的負担評価

※出典:心理的ストレス反応測定尺度(Stress Response Scale-18)

※ この設問では、普段の心理的な状態についてお伺いします。それぞれ、あてはまるもの1つに○をつけてください。

	全くちがう	いくらかそうだ	まあそうだ	その通りだ
怒りっぽくなる	0	I	2	3
2 悲しい気分だ	0	I	2	3
3 なんとなく心配だ	0	I	2	3
4 怒りを感じる	0	I	2	3
5 泣きたい気持ちだ	0	ı	2	3
6 感情を抑えられない	0	I	2	3
7くやしい思いがする	0	I	2	3
8 不愉快だ	0	I	2	3
9 気持ちが沈んでいる	0	ı	2	3
10 いらいらする	0	ı	2	3
いろいろなことに自信がない	0	I	2	3
12 何もかもいやだと思う	0	I	2	3
13 よくないことを考える	0	I	2	3
14 話や行動がまとまらない	0	I	2	3
15 なぐさめて欲しい	0	ı	2	3
16 根気がない	0	I	2	3
17 ひとりでいたい気分だ	0	ı	2	3
18 何かに集中できない	0	ı	2	3

3. テクノロジーの導入等によるモチベーションの変化

※ この設問では、テクノロジーの導入等の前後のモチベーションの変化についてお伺いします。

	←減少した	たと感じる				増加した	と感じる→
テクノロジー導入等による、仕事のやりがい の変化	-3	-2	-1	0	I	2	3
テクノロジー導入等による、職場の活気の変 2 化	-3	-2	-1	0	I	2	3

→以下、所定勤務時間や実勤務時間に関する記載漏れが多くあります。忘れずに必ず記載をお願いします。

職員向けタイムスタディ調査票

 施設名
 担当しているユニット・フロア名

 職員ID
 所定勤務時間
 : ~ :

 調査実施日
 月
 目(
 曜日)
 実勤務時間(残業時間含む)
 : ~ :

別添4

調査票(表面)

※10分間のうち、実施した業務について、その時間数(整数)について、縦列の合計が10分となるよう記入して下さい。記載例を参考ください。

記載例: 「1.移動・移乗・体位交換を6分間、7.食事支援を4分間」実施した場合

※勤務時間に応じて、「時台」の枠に、数字を記入してください。記載例として、8時から勤務を始めた場合には、「8時台」「9時台」・・・と勤務終了まで記載ください。

		記載例			時台				時台 10分- 20分- 30分- 40分- 50分- 00分- 19分 29分 39分 49分 59分 09分						時台			時台								台					時台		
NO 分類	Sub- NO 項目	_	00分- 09分	10分- 20分 19分 29分	分- 30分 分 39分	- 40分- 49分	· 50分- 59分	00分- 09分	10分- 19分	20分- 29分	30分- 39分	40分- 50分 49分 59分	分 00分 09分	·- 10分- 19分	20分- 30分 29分 39分	分 49分	- 50分- 59分	00分- 09分	10分- 19分	20分- 29分	30分- 40 39分 49	分- 50分分 59分	- 00分- 09分	10分- 19分	20分- 29分	30分- 40 39分 4	分- 50 9分 59)分- 0 9分 0	0分- 10 9分 1	0分- 20 .9分 2	0分- 30分 9分 39分) 40分 3 49分	/- 50分- 分 59分
直接介護(※1)	1 移動・移乗・体位交換	6																															
	2 排泄介助•支援																																
	3 入浴・整容・更衣																																
	4 利用者とのコミュニケーション																																
Α	5 日常生活自立支援(※2)																																
,																																	
	6 行動上の問題への対応(※3)																																
	7 食事支援 機能訓練・リハビリテーション・医療的処	4																															
	機能訓練・リハビリテーション・医療的処 8 置																																
	9 その他の直接介護																																
間接業務	10 巡回・移動																																
	11 記録・文書作成・連絡調整等(※4)																																
	利用者のアセスメント・情報収集・介護 12 計画の作成・見直し																																
	13 見守り機器の使用・確認																																
	介護ロボット・ICT機器の準備・調整・ 14 片付け (※5)																																
В	15 他の職員に対する指導・教育(※6)																																
	16 食事・おやつの配膳・下膳等																																
	17 入浴業務の準備等																																
	18 リネン交換・ベッドメイク																																
	19 居室清掃・片付け																																
	20 消毒などの感染症対応																																
	21 その他の間接業務(※7)																																
C 休憩	22 休憩·待機·仮眠																																
D その他	23 その他																																
余裕時間 E	余裕時間(突発でのケアや対応ができ 24 る状態)																																
	- 備考・補足等							_																									
<u>:</u> ※1 見守りによる介助を記	: : ^±			\'\ 2	상단/ID 1	マニキカィー ギ	為、昼夜)	*** ***	リーナナナフ	· ++ r \- /- /-	-					\'.' F	₩ □ □		= 12 H	=n.⇔.o	確認·見ī	=1 LL/-	14 <i>11</i> 6346	/-	\	ノクリエーショ	\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	** **					

※1 見守りによる介助を含む。

※3 徘徊、不潔行為、昼夜逆転等に対する対応等

※ 5 機器の充電、セッティング、設定の確認・見直し、片付け作業等

※7 レクリエーションの準備等

調査票(裏面)

記載例:「1.移動・移乗・体位交換を6分間、7.食事支援を4分間」実施した場合

※勤務時間に応じて、「時台」の枠に、数字を記入してください。記載例として、8時から勤務を始めた場合には、「8時台」「9時台」・・・と勤務終了まで記載ください。

			記載例			時台					時台		Т		時台		時台							時	台					時台	
NO 分類	Sub- NO	項目	_	00分- 09分	10分- 20 19分 29	O分- 30 9分 39)分- 40分 9分 49分	h- 50分- 分 59分	00分- 09分	10分- 19分	20分- 30分- 29分 39分	40分- 50 49分 59	分- 00分 分 09:	分- 10分-	20分- 30分- 29分 39分	40分- 50分 49分 59分	分- 00分 分 09分	r- 10分- 计 19分	20分- 29分	30分- 40g 39分 49	分- 50分 分 59分	·- 00分) 09分	r- 10分- 计 19分	20分- 29分	30分- 4 39分 ·	40分- 49分	50分- 59分	00分- 09分	10分- 2 19分	20分- 30分 29分 39分	分- 40分- 50分- 分 49分 59分
直接介護(※1)	1	移動・移乗・体位交換	6																												
	2	排泄介助•支援																													
	3	入浴•整容•更衣																													
	4	利用者とのコミュニケーション																													
Α	5	日常生活自立支援(※2)																													
		行動上の問題への対応(※3)																													
		食事支援	4																												
		機能訓練・リハビリテーション・医療的処 置																													
		その他の直接介護																													
間接業務		巡回·移動																													
		記録・文書作成・連絡調整等(※4)																													
		利用者のアセスメント・情報収集・介護計画の作成・見直し																													
		計画の作成・見直し 見守り機器の使用・確認																													
		介護ロボット・ICT機器の準備・調整・ 片付け(※5)																													
		片付け (※5) 他の職員に対する指導・教育(※6)																													
В																															
		食事・おやつの配膳・下膳等																													
		入浴業務の準備等																													
		リネン交換・ベッドメイク																													
		居室清掃・片付け																													
		消毒などの感染症対応																													
。 休憩		その他の間接業務(※7)																													
C その他		休憩·待機·仮眠 																													
D 会裕時間		その他																													
E	24	余裕時間(突発でのケアや対応ができ る状態)																													
	_	備考·補足等																													

^{※1} 見守りによる介助を含む。

^{※3} 徘徊、不潔行為、昼夜逆転等に対する対応等

^{※5}機器の充電、セッティング、設定の確認・見直し、片付け作業等

^{※ 7} レクリエーションの準備等

参考 タイムスタディ調査の実施方法

以下を参考(事例として夜間帯の調査を例示)にご回答をお願いいたします。 【タイムスタディ調査票の記入例と注意事項】

施設名	0000)		担当しているユニット・フロア名	0000
施設ID	3	職員ID	3	所定勤務時間	20:30 ~ 7:30
調査実施日	<mark>7</mark> 月	7 日(🕏	金 曜日)	実勤務時間 (残業時間含む)	20:30 ~ 9:00

※10分間のうち、実施した業務について、その時間数(整数)を記入して下さい。記載例を参考ください。

記載例①: 「6.巡回・移動を4分間、1.移動・移乗・体位変換を6分間」実施した場合、 記載例②: 「11. 仮眠を10分間」した場合

記入例

				記載例①			218	†/>		<u> </u>			228	诗台				_	23	時台			_		24	時台					18	诗台		
NO	分類	Sub- NO		_	00分 - 09分	10分 - 19分	20分 - 29分		注1		00分 - 09分	10分 - 19分	295)	30分 - 39分	405) - 495)	5	注2	; .	20分 - 29分	30分 - 39分	40 4	注:	3	10分 - 19分	20分 - 29分	30分 - 39分	405) - 495)	50分 - 59分	00分 - 09分	105) - 195)	205) - 295)	30分 - 39分	40分 - 49分	50分 - 59分
	直接介護		1 移動·移乗·体位変換	6				_		۲.		•						₹:					Z	****		•			••••					
			2.排泄介助・支援																								10	10	8					
			3 日常生活自立支援(※1)				10	10	10	•					10									10	5									
Α		:	4 行動上の問題への対応 (※2)																											•				
			5 利用者とのコミュニケーション							- 1	Ĭ									•														
			5 機能訓練・リハビリテーション・医療的処置																															
			7 その他の直接介護																	•														
	間接業務	1	3 巡回•移動	4							3	7		10				10:	2	•					5	10			2					
		9	ə 記録·文書作成·連絡調整等(※3)																			10	10							į				
В) 見守り機器の使用・確認							į																				•				
			1 食事・おやつの配膳・下膳等																	•														
		1	2 その他の間接業務																											•				
С	休憩		3 休憩・待機		10	10			1	0	7	3	10			10	10		8	10	10													
		1	4 仮眠							Ī									•	•										10	10	10	10	10
D	その他		5 その他							•			• •											•],					
-	-	-	- 備考·補足等																T															
		※1	入眠起床支援、訴えの把握、日常生活														_																	

- ※2 徘徊、不潔行為、昼夜は転等に対する対応等
- ※3 利用者に関する記録等で作成、勤務票等の作成、申し送り、文書検索等

【注1】

時間の区切りをまたいで複数の業務を行った場合、 10分間のそれぞれの区切りの中で、行った複数の 業務をそれぞれ何分間実施したかをご記入ください。

例えば・・・

22:00~22:06の7分間を休憩・待機、

22:07~22:16の10分間で巡回・移動、その後

22:17~22:29で休憩・待機だった場合は

注1の点線囲みのように記入してください。

【注2】

ひとつの列(10分間の区切り)に記入する数値の合計が、必ず10になるよう注意してください。 正確な効果の測定のためにも、未記入の時間帯や時間数の不足が無いよう、ご確認をお願いいたします。

【注3】

すべての時間帯の、各列(10分間の区切り)には 10以下の数値を必ず入力して下さい。

○ 「「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」等における生産性向上に先進的に取り組む特定施設等に係る人員 配置基準の留意点について」(令和6年3月15日付け老高発0315第5号)(抄)

新	旧
記	記
$1 \sim 3$ (略)	$1 \sim 3$ (略)
4 (略)	4 (略)
(1) (略)	(1) (略)
(2) 利用者の満足度等の評価	(2) 利用者の満足度等の評価
別添2の利用者向け調査票により、WHO-5調査(利	別添2の利用者向け調査票により、WHO-5調査(利
用者における満足度の変化)の実施及び生活・認知機能尺	用者における満足度の変化)の実施及び生活・認知機能尺
度の確認を行うこと。	度の確認を行うこと。
	なお、生活・認知機能尺度に関する調査票については別
	<u>途通知する。</u>
(3) ~ (4) (略)	(3) ~ (4) (略)
5~8 (略)	5~8 (略)

(別紙1) 特定施設等における生産性向上に先進的に取り組む場合における人員配置基準の特例的な柔軟化の適用に係る届出書

新	旧
④ 3か月以上の試行の実施後、委員会において、介護サービスの質の確保及び職員の負	④ 3か月以上の試行の実施後、委員会において、介護サービスの質の確保及び職員の負
担軽減が行われていることをデータにより確認	担軽減が行われていることをデータにより確認
i (略)	i (略)
ii 利用者の満足度等に係る以下の指標において、本取組による悪化	ii 利用者の満足度等に係る以下の指標において、本取組による悪化
が見られないこと	が見られないこと
ア WHO-5	ア WHO-5
イ 生活・認知機能尺度	イ 生活・認知機能尺度 (詳細は別途通知する)
iii~iv (略)	iii~iv (略)

(別紙2) 特定施設等における生産性向上に先進的に取り組む場合における人員配置基準の特例的な柔軟化の適用に係る届出書(調査結果)

新	旧
②-1 生活・認知機能尺度(事前調査) 調査対象人数 人 点数区分 7点~14点 15点~21点 22点~28点 人数	②-1 生活・認知機能尺度(事前調査) 調査対象人数 人 詳細については、後日通知で示す。
② - 2 生活・認知機能尺度(事後調査) 調査対象人数 人 点数区分 7点~14点 15点~21点 22点~28点 29点~35点 人数	② - 2 生活・認知機能尺度(事後調査) 調査対象人数 人 詳細については、後日通知で示す。

(別添2) 利用者向け調査票

新	旧
	2. 対象利用者の生活・認知機能尺度
2 きっかけがあっても、自 のでは道いが場所をはたんだ高い血せない 京市たらと自体を認識していない 京市によった自身を登録していない 中の様にはこれを登録していない。 1 回版的のことを来えている	別途通知で示す予定
3 数日前のことは策えていないが、毎日のことは策えている ② 年間のことは策えている。 (全代まている」ではまっている。 (まくましている」ではまっている。 「 金のはませる。 「 金のはませる。 「 金のはませる。 「 金のはまります。 「 金のはまります。 「 金のはまります。 例えば、このは、このはのは、このはのは、このにつらのほうを選び回答して、	
本 年月日はわからないが、現在いる場所の機能はわから 3 場外の店外で機能がからない。イラーの場に、は人が成立した。から度をであるか、各種がするもか等) 2 を可能にいる機能がからからないが、自分の名類はおから 1 自分の名前がからない。 ● 日本のままでは、「「「「「「」」」」 ● 「「」」 ● 「「」」 ● 「「」」 ● 「「」」 ● 「「」」 ● 「「」」 ● 「「」」 ● 「「」」 ● 「「」」 ● 「「」」 ● 「「」」 ● 「「」」 ● 「「」」 ● 「「」」 ● 「「」」 ● 「「」」 ● 「」 ● 「」」 ● 「」」 ● 「」」 ● 「」」 ● 「」」 ● 「」」 ● 「」」 ● 「」 ● 「」 ● 「」」 ● 「 ● 「	
② 盆盤が切り立たべいが、要額はある (策略はあるが、関帯な質問に対して適切な姿帯ができなかールリ、何を関いていう人とかけるだ。 まである 「総数がくくますである 人で選挙ができます。	
3 2世に1世紀は第三を治れる 2 世紀に第三を今週にすることが必要である 1 第三を参加してることが必要である - 「第三を参加してることが必要である - 「本本を見ることができます。 - 「人工者を見ることができます。 - 「大工者を見ることができます。 - 「大工者を見ることが、」 - 「「「「「「」」」 - 「「」」 - 「「」」 - 「「」」 - 「「」」 - 「「」 - 「 - 「 - 「 - 「 - 「 - 「 - 「 - 「 - 「 - 「	
5 多事を完成に立たたる競技・選び、経費かでする 4 参加や気温にたたる競技をはてきるいか、者を研修や方法は開発し、命令で電散表ができる 3 反してもんれたは、命かで最終表ができる 2 放散をかっ世を分類者が行う必要がから 1 起放めの全てきまでの運動がある プレビア・アンビア・アンビア・アンビア・アンビア・アンビア・アンビア・アンビア・ア	
 □ お子にとい動い場合は、カワンで自転しており、いずれらい場合は、電子レジ、ラジをひてきを集みの機件で評価しておった。 3 由はは関すてきる(で規模と操作)を自分で考えて行うことができる) □ 本ナンネルの開送りなどを提及している操作はするを(学典な機件)であれば自分で行うことができる) □ 指作関連いる多いが、操作方法を数えてもらえれば使える(で無な機件)の分からないことがあるが、表えれば自分で指すをことができる。 □ プレランの情報では、プレランの使い方が全く分からない。(何をする電や製品がほかかるが、操作を教えても自分で発酵が本ことはてつない。) □ オレランの情報でもことはてつない。) □ オレランの情報でもことはてつない。) □ オレランの情報でもことはてつない。) 	

老高発 0315 第 5 号 令和 6 年 3 月 15 日 改正 老高発 0329 第 1 号 令和 6 年 3 月 29 日

各都道府県·各市区町村 介護保険主管部(局)長 殿

厚生労働省老健局高齢者支援課長 (公印省略)

「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」等における生産性向上に先進的に取り組む特定施設等に係る人員配置基準の留意点 について

今般、令和6年度の介護報酬改定において、生産性向上に先進的に取り組む特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護(以下「特定施設等」という。)における人員配置基準の見直しを行うこととしたところである。

特定施設等に関する人員配置基準については、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成 11 年厚生省令第 37 号。以下「居宅基準」という。)、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成 18 年厚生労働省令第 34 号。以下「地域密着型基準」という。)及び指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成 18 年厚生労働省令第 35 号。以下「予防基準」という。)において示しているところであるが、今般の見直しに伴う留意事項を下記のとおりお示しするので、ご了知の上、関係団体、関係機関にその周知をお願いしたい。

記

居宅基準第 175 条第 9 項、地域密着型基準第 110 条第 11 項及び予防基準第 231 条第 9 項に規定する、生産性向上に先進的に取り組む場合に配置すべき看護職員及び介護職員の員数を人員体制とする場合においては、以下のとおり取り

扱うこととする。

1 介護機器について

「介護機器を複数種類活用」とは、以下に掲げる介護機器を全て使用することであり、その際、aの機器は全ての居室に設置し(全ての利用者を個別に見守ることが可能な状態をいう。)、bの機器は同一の時間帯に勤務する全ての介護職員が使用する必要がある。

- a 見守り機器(利用者がベッドから離れようとしている状態又は離れたことを感知できるセンサーであり、当該センサーから得られた情報を外部通信機能により職員に通報できる利用者の見守りに資する機器をいう。)
- b インカム (マイクロホンが取り付けられたイヤホンをいう。) 等の職員間 の連絡調整の迅速化に資する I C T機器
 - (※) ビジネス用のチャットツールの活用による職員間の連絡調整の迅速 化に資するICT機器も含むものであること。
- c 介護記録ソフトウェアやスマートフォン等の介護記録の作成の効率化に 資するICT機器(複数の機器の連携も含め、データの入力から記録・保存・ 活用までを一体的に支援するものに限る。)

また、介護機器の選定にあたっては、事業所の現状の把握及び業務面において抱えている課題の洗い出しを行い、業務内容を整理し、職員それぞれの担うべき業務内容及び介護機器の活用方法を明確化した上で、洗い出した課題の解決のために必要な種類の介護機器を選定すること。

なお、aの機器を居室に設置する際には、利用者のプライバシーに配慮する 観点から、利用者又は家族等に必要な説明を行い、同意を得ることとし、機器 の運用については、当該利用者又は家族等の意向に応じ、機器の使用を停止す るなどの運用は認められるものである。

2 職員間の適切な役割分担について

業務内容の明確化や見直しを行い、職員間の適切な役割分担を実施すること。例えば、以下のことが対応として想定されるものであるが、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会(以下「委員会」という。)において、現場の状況に応じた必要な対応を検討すること。

- 負荷が集中する時間帯の業務を細分化し個人に集中することがないよう 平準化すること
- ・ 特定の介護職員が利用者の介助に集中して従事することのできる時間帯 を設けること

- ・ いわゆる介護助手の活用(食事等の準備や片付け、清掃、ベッドメイク、 ごみ捨て等、利用者の介助を伴わない業務を集中的に実施する者を設ける などの取組)を行うこと
- ・ 利用者の介助を伴わない業務の一部を外注すること
- 3 委員会における安全対策等の検討及び取組状況の定期的な確認について 委員会は、現場職員の意見が適切に反映されるよう、管理者だけでなく、ケ アを行う職員を含む幅広い職種やユニットリーダー等が参画するものとする。 委員会では、次の(1)から(5)までの事項を確認しながら、ケアを行う 職員等の意見を尊重しつつ、必要に応じて利用者の安全並びに介護サービス の質の確保及び職員の負担軽減を図る取組の改善を図り、少なくとも三月以 上試行すること。
 - (1) 「利用者の安全及びケアの質の確保」について
 - ① 見守り機器等から得られる離床の状況、睡眠状態やバイタルサイン等の情報を基に、介護職員、看護職員、介護支援専門員その他の職種が連携して、見守り機器等の導入後の利用者等の状態が維持されているか確認すること。
 - ② 利用者の状態の変化等を踏まえた介護機器の活用方法の変更の必要性の有無等を確認し、必要な対応を検討すること。
 - ③ 見守り機器を活用する場合、安全面から特に留意すべき利用者については、定時巡回の実施についても検討すること。
 - ④ 介護機器の使用に起因する施設内で発生した介護事故又はヒヤリ・ハット事例(介護事故には至らなかったが介護事故が発生しそうになった事例をいう。)(以下「ヒヤリ・ハット事例等」という。)の状況を把握し、その原因を分析して再発の防止策を検討すること。
 - (2) 「従業者の負担の軽減及び勤務状況への配慮」について 実際に勤務する職員に対して、アンケート調査やヒアリング等を行い、介 護機器等の導入後における次の①から③までの内容をデータ等で確認し、 適切な人員配置や処遇の改善の検討等が行われていること。
 - ① ストレスや体調不安等、職員の心身の負担の増加の有無
 - ② 職員の負担が過度に増えている時間帯の有無
 - ③ 休憩時間及び時間外勤務等の状況
 - (3) 「緊急時の体制整備」について

緊急参集要員(概ね30分以内に駆けつけることを想定)をあらかじめ設 定するなど、緊急時の連絡体制を整備していること。

(4) 「介護機器の定期的な点検」について

次の①及び②の事項を行うこと。

- ① 日々の業務の中で、あらかじめ時間を定めて介護機器の不具合がない ことを確認するなどの不具合のチェックを行う仕組みを設けること。
- ② 使用する介護機器の開発メーカーと連携し、定期的に点検を行うこと。
- (5) 職員に対する研修について

介護機器の使用方法の講習やヒヤリ・ハット事例等の周知、その事例を通じた再発防止策の実習、職員間の適切な役割分担(特定の介護職員が利用者の介助に集中して従事することのできる時間帯を設けることやいわゆる介護助手の活用等)による業務の効率化等を図るために必要な職員研修等を定期的に行うこと。

4 介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減が行われていることの確認に ついて

介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減が行われていることの確認については、三月以上実施する試行の前後を比較((4)の職員のモチベーションの変化に係る調査は試行の後の調査のみ実施)することにより次の(1)から(4)の事項が確認される必要があること。

(1)、(3)及び(4)については全ての介護職員を、(2)については、 全ての利用者を調査の対象とすること。

この場合、比較する対象者は、原則として(1)から(4)の項目の調査について、三月以上実施する試行の前後の調査をともに受けている同一の利用者及び介護職員とすること。なお、介護職員が育児・介護休業法等による育児・介護等の短時間勤務制度を利用する場合や「治療と仕事の両立ガイドライン」に沿って事業者が設ける短時間勤務制度等を利用する場合等、試行期間中に勤務形態に変更が生じる場合についても、比較の対象から除くこと。

また、(2)及び(4)の項目について、「悪化が見られないこと」とは、試行前後の比較により数値が下がっていないことをいうものであるが、数値の低下の要因が試行に伴うものではない事象によるものであることが明らかな場合については当該事象の発生した利用者等について、調査の集計対象から除くことは差し支えない。

また、試行開始後に災害の発生や感染症の拡大に伴い、試行の継続が困難な場合については、試行を一時的に中断し、後日試行を再開することは差し支えない。この場合、中断前の試行期間と再開後の試行期間の合計が三月以上となるようにすること。

(1) 介護職員の総業務時間に占める利用者のケアに当てる時間の割合が増加(※)していること

別添1の職員向け調査票により、5日間の自記式又は他記式による タイムスタディ調査を実施すること。

- (※) タイムスタディ調査の結果をもとに、調査対象者全体の業務時間の総和を計算し、また、業務時間の総和について「直接介護、間接業務、余裕時間、休憩・待機・その他」の4類型に分類すること。類型毎に調査対象者全体の業務時間の総和に対する割合(%)を計算し、その結果、直接介護の総業務時間に対する割合が試行前後で増加していることを確認すること。
- (2) 利用者の満足度等に係る指標において、本取組による悪化が見られないこと

別添2の利用者向け調査票によりWHO-5調査(利用者における満足度の変化)の実施及び生活・認知機能尺度の確認を行うこと。

(3) 総業務時間及び当該時間に含まれる超過勤務時間が短縮していること。

別添3の施設向け調査票により、試行の前後における1月当たりの総業務時間及び超過勤務時間を比較(※)すること。なお、試行実施前の勤務状況は、試行開始前の直近の同月又は試行を開始した月の前月の勤務状況とすること。

労働時間の把握については、原則として、タイムカード、パーソナルコンピュータ等の電子計算機の使用時間(ログインからログアウトまでの時間)の記録等の客観的な記録(賃金台帳に記入した労働時間数を含む)により把握する必要があること。

- (※) 総業務時間及び超過勤務時間は調査対象者全体の平均値(少数 点第1位まで)を比較すること。
- (4) 介護職員の心理的負担等に係る指標において、本取組による悪化が見られないこと

別添4の職員向け調査票よりSRS-18調査(介護職員の心理的負担の変化)及び職員のモチベーションの変化に係る調査を実施すること。

5 指定権者への届出等について

人員配置基準の特例的な柔軟化の申請に当たっては、1から3の取組の開始後、これらを少なくとも三月以上試行することとし、試行期間中においては通常の人員配置基準を遵守すること(※)。また、上記4により、三月以上実施する試行の前後を比較し、委員会において安全対策や介護サービスの質の確保、職員の負担軽減が行われていることをデータ等で確認した上で、指定権者に別紙1「特定施設等における生産性向上に先進的に取り組む場合におけ

る人員配置基準の特例的な柔軟化の適用に係る届出書」(以下「届出書」という。)を届け出ること。また、届出書の備考1に規定する各種指標に関する調査結果のデータとして別紙2を添付すること。

なお、本基準の適用に当たっては、届出書により、試行を行った結果として 指定権者に届け出た人員配置を限度として運用する必要があること。

また、当該届出後においても、委員会を三月に一回以上開催し、上記3の取 組を継続して実施すること。

あわせて、柔軟化された人員配置基準の適用後、1年以内ごとに1回、上記4の事項について調査を実施し、委員会において、柔軟化された人員配置基準の適用を開始する際に確認した安全対策や介護サービスの質の確保、職員の負担軽減が維持されていることを確認した上で、指定権者に届出書を提出すること。

なお、届出した人員配置より少ない人員配置を行う場合には、改めて試行を行い、指定権者に届出書を提出するものとする。また、過去2年以内に行政 指導等を受けている場合は、当該指導等に係る事項について改善している旨 を指定権者に届出(別紙1に記載欄あり)することとする。

また、厚生労働省が行うケアの質や職員の負担への影響に関する調査・検証等への協力に努めること。

(※) 試行中は、通常の人員配置基準を満たすよう職員を配置した上で、一定数の職員は業務を行わず、施設内で待機している状態で試行を実施。

6 指定権者における届出内容の確認について

指定権者においては、上記4の取組の内容について、委員会の議事概要で確認し、必要に応じて取組内容が確認できる資料(調査票の原本、取組計画や結果が分かる資料等)の提出を求めること。

また、厚生労働省において、施行後の状況を把握し、ケアの質や職員の負担 にどのような影響があるのか検証することとしているので、指定権者におい ては、調査に協力すること。

7 厚生労働省への報告

指定権者においては、当面の間、5 に基づいて届出があった場合については、 届出があった旨を厚生労働省老健局高齢者支援課介護業務効率化・生産性向 上推進室あてに随時報告を行うこと。

8 その他

令和6年3月を目途に「介護ロボットのパッケージ導入モデル〜介護ロボット取組事例集〜(以下「事例集」という。)」の改定を予定しているところであり、今般の生産性向上に先進的に取り組む特定施設等に係る人員配置基準の見直しに当たって、令和4年度及び令和5年度に国が行った実証に参加した特定施設の取組を新規で掲載することとしている。取組に当たっては、改定後の事例集も参考にされたい。

特定施設等における生産性向上に先進的に取り組む場合における 人員配置基準の特例的な柔軟化の適用に係る届出書

事業所名										
異動等区分	1	新規報告	2 経過	報告 3	変	更報告	4 終了	7報 告		
施設種別		特定施設入 介護予防特定			2	地域密	清型特定	施設入居者	生活介護	
① 以下の i ~i i 入所(利用 ii 職員全員が iii 介護記録)	計)者全	è員に見守 カム等のIC	り機器を値 Tを使用	吏用	母の	√cdtα:	効変ルに	· 答士 z ICT	な使用	
(導入機器)	<i>,</i> , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	X \ 1	712 4	Ⅵ□受癿	,此人〇〇	IF 13X ♥ 7 .	が辛にに	· 良りるIOT	2 医用	
名 称										
製造事業を	亅									
用途										
② 職員間の適切	刃な役割	引分担 (い	わゆる介	護助手の	活用	等) の	取組等を	実施		
③ 利用者の安全 委員会(以下 当該項目の実	 「委員	会」という	う。)にお	いて、以	以下の	すべて	の項目に	こついて必	12 17 2	
i ①の機器										
ii 職員に対	する+	-分な休憩	時間の確何	呆等の勤!	務・原	星用条件	牛への配	慮		
iii 緊急時σ										
iv 機器の不)		
v 業務の効 職員に対		ケアの質 対育の実施		職員の負∶	担軽》	載を図る	るための			
④ 3 か月以上の が行われてい					介護	サービ	スの質の	確保及び	職員の負担	軽減
i 介護職員ii 利用者の	満足度									
ア WHC ィ 生活		機能尺度								
iii 総業務問iv 介護職員	手間及で の心理	バ当該時間 里的負担等							ĭ	
見られな ア SRS-		:								
*		ョンに係る	る調査							
⑤ 介護サービス 人員配置の制 (試行実施	犬況				行わ	れてい	ることが	確認された	t-	
利用者(3	人):	介護職員	(看護職員	との合計	†)				3 (人):	(人)
(試行によ 利用者(3						算方式	·		3 (人):	<u> </u>
⑥ 過去2年の期	間にお	いて、行	政指導等を	を受けてい	いなし	ヽこと。				
→ 行政指導	尊等を!	受けている	場合にお	いて、当	該事	項につ	いて改善	手している	こと	
⑦ 柔軟化された 人員配置の½ ※常勤換算	犬況 ;								ナる	
利用者(3		介護職員	(看護職員	との合語	+)				3 (人):	(人)

備考1 ③及び④の要件を満たすことが分かる委員会の議事概要及び④の要件に関する各種指標に係る調査結果のデータ(別紙2)を提出すること。 このほか要件を満たすことが分かる根拠書類を準備し、指定権者からの求めがあった場合には、速やかに提出すること。 備考2 柔軟化された人員配置基準の適用後、1年以内毎に、④及び⑦の状況について報告をすること(①から③及び⑤の記載は不要)。

備考3 届出内容については、厚生労働省老健局高齢者支援課に情報共有し、本制度の施行状況の把握等を行うこととしている。

特定施設等における生産性向上に先進的に取り組む場合における 人員配置基準の特例的な柔軟化の適用に係る届出書(調査結果)

事業所名	<u> </u>			
1000年本期間	(3か月以上の実施	たが亜州)		
	令和 年 月		1	
	ディ調査 (※) 5		A =	İ
事削調食時期	令和 年 月	事後調査時期	令和 年 月	
① -1 日中(事前調査) 調査	対象人数 人		
類型	直接介護	間接業務	余裕時間	休憩・待機・その他
割合(%)				
調査対象者の業	務時間の総和		時間(少数点第1位	立まで記載)
① _ 2 _ p _ (事後調査) 調査	计备 1 粉 1		
類型	直接介護	間接業務	余裕時間	休憩・待機・その他
割合(%)	直接升政	同技术切	八四四回	PRES TOTAL COSTE
				+- >
調査対象者の業	務時間の総和		時間(少数点第1位	立まで記載)
②-1 夜間(事前調査) 調査	対象人数 人		
類型	直接介護	間接業務	余裕時間	休憩・待機・その他
割合(%)				
調査対象者の業	務時間の総和		時間(少数点第1位	立まで記載)
⑦ – 2	事後調查) 調查	対象人数 人	•	
類型	直接介護	間接業務	余裕時間	休憩・待機・その他
割合 (%)	正庆八成	14152413	20101010	11/20 17/20 01/2
	数性間の処式		吐明 (小粉上齿 + 1	ナナスション
調査対象者の業			時間(少数点第1位	ソス (記載)
総業務時間に	5める直接介護の時間	の割合が増加している	ことの確認	
2 利用者の満	足度の変化			•
事前調査時期	令和 年 月	事後調査時期	令和 年 月	
① — 1 WHO)-5 (事前調査)	調査対象人数 人		
点数区分	0点~6点	7点~13点	14点~19点	20点~25点
人数				
① _ 2 WHC)-5 (事後調査)	調査対象人数 人		
点数区分	0点~6点	7点~13点	14点~19点	20点~25点
人数	OM OM	7/10/110/110	11/10 10/10	ZOM ZOM
調査対象者に	-関して、数値が悪	化していないことの	り確認	•
②-1 生活	· 認知機能尺度(事前調査) 調査対	象人数 人	
点数区分	7点~14点	15占~21占	20上、20上	29点~35点
		10/11/11/11	22点~20点	23 M 33 M
人数	100 1100	10 M 21 M	22点~20点	29 M 00 M
人数				29 M 30 M
人数 ② - 2 生活	・認知機能尺度(事後調査) 調査対	象人数 人	
人数 ② -2 生活 点数区分				29点~35点
人数 ② -2 生活 点数区分 人数	・認知機能尺度(3 7点~14点	事後調査) 調査対 15点〜21点	象人数 人 22点~28点	
人数 ② -2 生活 点数区分 人数	・認知機能尺度(3 7点~14点	事後調査) 調査対	象人数 人 22点~28点	
人数 ② - 2 生活 点数区分 人数 調査対象者(: 3 総業務時間)	・認知機能尺度(i 7点~14点 に関して、数値が悪 及び当該時間に含ま	事後調査) 調査対 15点〜21点 化していないことの	象人数 人 22点~28点	29点~35点
人数 ② - 2 生活 点数区分 人数 調査対象者(3 総業務時間 対象期間	・認知機能尺度(3 7点~14点 に関して、数値が悪	事後調査) 調査対 15点〜21点 化していないことの	象人数 人 22点~28点 D確認 □	29点~35点
人数 ② - 2 生活 点数区分 人数 調査対象者(: 3 総業務時間)	・認知機能尺度(i 7点~14点 に関して、数値が悪 及び当該時間に含ま	事後調査) 調査対 15点〜21点 化していないことの	象人数 人 22点~28点 D確認 □	29点~35点
人数 ② - 2 生活 点数区分 人数 調查対象者(3 総業務時間) 対象期間 総業務時間	・認知機能尺度(i 7点~14点 に関して、数値が悪 及び当該時間に含ま	事後調査) 調査対 15点〜21点 化していないことの れる超過勤務時間 (事後)令和 年 月	象人数 人 22点~28点 D確認 □	29点~35点
人数 ② - 2 生活 点数区分 人数 調查対象者(3 総業務時間) 対象期間 総業務時間	・認知機能尺度(2 7点~14点 二関して、数値が悪 及び当該時間に含ま (事前)令和 年 月	事後調査) 調査対 15点〜21点 化していないことの れる超過勤務時間 (事後)令和 年 月	象人数 人 22点~28点 D確認 □	29点~35点
人数	・認知機能尺度(3 7点~14点 に関して、数値が悪 及び当該時間に含ま (事前)令和 年 月	事後調査) 調査対 15点~21点 化していないことの たれる超過勤務時間 (事後)令和 年 月	象人数 人 22点~28点 口確認 □ の変化 調査対象人	29点~35点
人数 ② - 2 生活 点数区分 人数 調査対象者に 3 総業務時間 対象期間 総業務時間 対象期間 超過勤務時間 超過勤務時間 (※) 一月あた	・認知機能尺度(2 7点~14点 二関して、数値が悪 及び当該時間に含ま (事前)令和 年 月 (事前)令和 年 月	事後調査) 調査対 15点~21点 化していないことの たれる超過勤務時間 (事後)令和 年 月 (事後)令和 年 月	象人数 人 22点~28点 D確認 □ D変化 調査対象人 第1位まで記載)	29点~35点
人数 ② - 2 生活 点数区分 人数 調査対象者に 3 総業務時間 対象期間 総業務時間 対象期間 超過勤務時間 超過勤務時間 (※) 一月あた	・認知機能尺度(2 7点~14点 二関して、数値が悪 及び当該時間に含ま (事前)令和 年 月 (事前)令和 年 月	事後調査) 調査対 15点~21点 化していないことの たれる超過勤務時間 (事後)令和 年 月	象人数 人 22点~28点 D確認 □ D変化 調査対象人 第1位まで記載)	29点~35点
人数 ② - 2 生活 点数区分 人数 調査対象者に 3 総業務時間 対象期間 総業務時間 対象期間 超過勤務時間 超過勤務時間 (※) 一月あた 総業務時間 (3の参考)年	・認知機能尺度(3 7点~14点 二関して、数値が悪 及び当該時間に含ま (事前)令和 年 月 (事前)令和 年 月 りの時間数 (調査を 及び超過勤務時間が 次有給休暇の取得が	事後調査) 調査対 15点~21点 化していないことの たれる超過勤務時間 (事後)令和 年 月 (事後)令和 年 月 対象者平均、小数点が 短縮していることの 状況 調査対象人数	象人数 人	29点~35点
人数 ② - 2 生活 点数区分 人数 調査対象者に 総業務時間 対象期間 総業務時間 対象期間 対象期間 超過勤務時間 総業務時間 対象期間 対象期間 は適勤務時間 に に に に に は こ の を考) 年 対象期間	・認知機能尺度(3 7点~14点 に関して、数値が悪 及び当該時間に含ま (事前)令和 年 月 (事前)令和 年 月 りの時間数 (調査支 及び超過勤務時間が 次有給休暇の取得と 3の事後調査を実	事後調査) 調査対 15点~21点 化していないことの まれる超過勤務時間 (事後)令和 年 月 (事後)令和 年 月 対象者平均、小数点に 短縮していることの	象人数 人	29点~35点
人数 ② - 2 生活 点数区分 人数 調査対象者に 3 総業務時間 対象期間 総業務時間 対象期間 超過勤務時間 (※) - 月あた 総業務時間 エジーのでは、一月のでは、一月のでは、一月のでは、一月のでは、一月のでは、対象期間 なり、対象期間 なり、有給体報取得日数	・認知機能尺度(3 7点~14点 に関して、数値が悪 及び当該時間に含ま (事前)令和 年 月 (事前)令和 年 月 りの時間数 (調査交 なび超過勤務時間が 次有給休暇の取得も 3の事後調査を実	事後調査) 調査対 15点~21点 16点~21点 16点~21点 17. (本とのでは、15点 16点~21点 16c 16c 16c 16c 16c 16c 16c 16c	象人数 人	29点~35点
人数 ② - 2 生活 点数区分 人数 調査対象者に 3 総業務時間 対象期間 総業務時間 対象期間 総業務時間 対象期間 (※) 一月あた 総業務時間 (※) 一月あた (3の参考) 年: 対象期間 年次有給休暇取得日数	・認知機能尺度(3 7点~14点 に関して、数値が悪 及び当該時間に含ま (事前)令和 年 月 (事前)令和 年 月 りの時間数 (調査支 及び超過勤務時間が 次有給休暇の取得と 3の事後調査を実	事後調査) 調査対 15点~21点 15点~21点 化していないことの たれる超過勤務時間 (事後)令和 年 月 (事後)令和 年 月 対象者平均、小数点: 短縮していることの 状況 調査対象人数 施した月を基準とす (年次有給休暇の日数 (調	象人数 人	29点~35点
人数 ② - 2 生活 点数区分 人数 調査対象者に 3 総業務時間 対象期間 総業務時間 対象期間 超過勤務時間 (※) 一月あた 総業務時間 (※) 一月あた (3の参考) 年 対象期間 年次有給体報取得日数 (※) 対象期間におい 4 介護職員のの	・認知機能尺度(3 7点~14点 で関して、数値が悪 及び当該時間に含ま (事前)令和 年 月 (事前)令和 年 月 りの時間数 (調査を なび超過勤務時間が 次有給休暇の取得しま 3の事後調査を実 は調査対象者の取得した。 は、事前)会別者を表した。 は、事前とは、のである。 は、事前とは、のである。 は、事前とは、のである。 は、事前とは、のである。 は、事前とは、のである。 は、事前とは、のである。 は、事前とは、のである。 は、事前とは、のである。 は、事が、のである。 は、事が、のである。 は、事が、のである。 は、事が、のである。 は、事が、のである。 は、事が、ものである。 は、事が、ものである。 は、事が、ものである。 は、事が、ものである。 は、事が、ものである。 は、事が、ものである。 は、事が、ものである。 は、事が、ものである。 は、事が、ものである。 は、事が、ものである。 は、事が、ものである。 は、事が、ものである。 は、事が、ものである。 は、事が、ものである。 は、事が、ものである。 は、事が、ものである。 は、事が、ものである。 は、また、もので、もので、もので、もので、もので、もので、もので、もので、もので、もので	事後調査) 調査対 15点~21点 15点~21点 16化していないことの 注れる超過勤務時間 (事後)令和 年 月 (事後)令和 年 月 対象者平均、小数点に 短縮していることの 状況 調査対象人数 施した月を基準とす 2年次有給休暇の日数 (調	象人数 人	29点~35点
人数 ② - 2 生活 点数区分 人数 調査対象者に 3 総業務時間 対象期間 総業務時間 対象期間 超過勤務時間 (※) 一月あた 総業務時間 (※) 一月あた (3の参考) 年 対象期間 年次有給体報取得日数 (※) 対象期間におい 4 介護職員のの	・認知機能尺度(3 7点~14点 に関して、数値が悪 及び当該時間に含ま (事前)令和 年 月 (事前)令和 年 月 りの時間数 (調査支 及び超過勤務時間が 次有給休暇の取得と 3の事後調査を実	事後調査) 調査対 15点~21点 15点~21点 化していないことの たれる超過勤務時間 (事後)令和 年 月 (事後)令和 年 月 対象者平均、小数点: 短縮していることの 状況 調査対象人数 施した月を基準とす (年次有給休暇の日数 (調	象人数 人	29点~35点
人数 ② - 2 生活 点数区分 人数 調査対象者に 3 総業務時間 対象期間 総業務時間 対象期間 超過動務時間 (※)業務時間 超過動所時間 (※)業務時間 (※)業務時間 (※)業務時間 (※)対象期間 年次有給休暇取得日数 (3の参考)年: 対象期間におい 4 介護職員のの 事前調査時期	・認知機能尺度(3 7点~14点 に関して、数値が悪 及び当該時間に含ま (事前)令和 年 月 (事前)令和 年 月 りの時間数 (調査支 及び超過勤務時間が 次有給休暇の取得り 3の事後調査を実 1 6調査対象者の取得した 心理的負担等の変化 令和 年 月	事後調査) 調査対 15点~21点 15点~21点 16化していないことの 注れる超過勤務時間 (事後)令和 年 月 (事後)令和 年 月 対象者平均、小数点に 短縮していることの 状況 調査対象人数 施した月を基準とす 2年次有給休暇の日数 (調	象人数 人	29点~35点
人数 ② - 2 生活 点数区分 人数 調査対象者に 3 総業務時間 対象期間 総業務時間 対象期間 超過動務時間 (※)業務時間 超過動所時間 (※)業務時間 (※)業務時間 (※)業務時間 (※)対象期間 年次有給休暇取得日数 (3の参考)年: 対象期間におい 4 介護職員のの 事前調査時期	・認知機能尺度(3 7点~14点 に関して、数値が悪 及び当該時間に含ま (事前)令和 年 月 (事前)令和 年 月 りの時間数 (調査支 及び超過勤務時間が 次有給休暇の取得り 3の事後調査を実 1 6調査対象者の取得した 心理的負担等の変化 令和 年 月	事後調査) 調査対 15点~21点 15点~21点 化していないことの たれる超過勤務時間 (事後)令和 年 月 (事後)令和 年 月 対象者平均、小数点: 短縮していることの 状況 調査対象人数 施した月を基準とす 二年次有給休暇の日数 (調金) 二年次有給休暇の日数 (調金)	象人数 人	29点~35点
人数 ② - 2 生活 点数区分 人数 調査対象者に 3 総業務時間 対象期間 総業務時間 対象期間 総業務時間 対象期間 (※) 一月あた 総業務時間 (※) 一月あた 総業務時間 (※) 一月酸職員の 事前調査時期 ① - 1 SRS	・認知機能尺度(3 7点~14点 2 7点~14点 2 7点~14点 2 間して、数値が悪 及び当該時間に含ま (事前)令和 年 月 (事前)令和 年 月 9 の時間数 (調査を 及び超過勤務時間が 次有給休暇の取得り 3 の事後調査を実 1 4 3 の事後調査を実 1 4 3 の事後調査を実 1 4 3 の事後調査を実 1 4 3 1 3 6 7 8 9 8 9 8 9 8 9 8 9 8 9 8 9 8 9 8 9 8	事後調査) 調査対 15点~21点 15点~21点 16化していないことの たれる超過勤務時間 (事後)令和 年 月 (事後)令和 年 月 対象者平均、小数点に 短縮していることの 大況 調査対象人数 施した月を基準とす 二年次有給休暇の日数 (調査 事後調査時期 調査対象人数 人	象人数 人	29点~35点 数 人
人数 ② - 2 生活 点数区分 人数 調査対象者に 3 総業務時間 対象期間 総業務時間 対象期間 超過動列の - 月あた 総業務時間 (※) 業務時間 (※) 業務時間 (※) 業務時間 (※) 対象期間 年次有給休暇取得日数 (※) 対象期間におい 4 介護職員の 事前調査時期 ① - 1 SRS・ 点数区分 人数	・認知機能尺度(3 7点~14点	事後調査) 調査対 15点~21点 15点~21点 16化していないことの たれる超過勤務時間 (事後)令和 年 月 (事後)令和 年 月 対象者平均、小数点に 短縮していることの 大況 調査対象人数 施した月を基準とす 二年次有給休暇の日数 (調査 事後調査時期 調査対象人数 人	象人数 人	29点~35点 数 人
人数 ② - 2 生活 点数区分 人数 調査対象者に 3 総業務時間 対象期間 総業務時間 対象期間 超過動務時間 (※) 一月あた 総業務時間 (※) 一月時間 区。 (3の参考)年: 対象期間におい 4 介護職員の 事前調査時期 ① - 1 SRS・ 点数区分 人数	・認知機能尺度(3 7点~14点	事後調査) 調査対 15点~21点 15点~21点 16化していないことの 17年間 (事後)令和 年 月 (事後)令和 年 月	象人数 人	29点~35点 数 人
人数	・認知機能尺度(3 7点~14点	事後調査) 調査対 15点~21点 15点~21点 16化していないことの たれる超過勤務時間 (事後)令和 年 月 (事後)令和 年 月 対象者平均、小数点に 短縮していることの 大況 調査対象人数 施した月を基準とす。 年次有給休暇の日数 (調査対象人数 高本対象人数 人	象人数 人	29点~35点 数 人 1位まで記載)(日)
人数 ② - 2 生活 点数区分 人数 図 - 2 生活 点数区分 人数 調査対象者に 3 総業務時間 対象期間 総業務時間 対象期間 超過動務時間 (※) 一月時間 (※) 一月時間 (※) 対象期間 年次有給体限期間におい 4 介護職時期 ① - 1 SRS- 点数区分 人数 ① - 2 SRS- 点数区分	・認知機能尺度(3 7点~14点 7点~14点 7点~14点 2	事後調査) 調査対 15点~21点 15点~21点 16化していないことの たれる超過勤務時間 (事後)令和 年 月 (事後)令和 年 月 対象者平均、小数点に 短縮していることの 大況 調査対象人数 施した月を基準とす。 年次有給休暇の日数 (調査対象人数 高本対象人数 人	象人数 人	29点~35点 数 人 1位まで記載)(日)
人数 ② - 2 生活 点数 分 数 調査 業務時間 対象 新問 対象 新時間 対象 新時間 対象 新時間 対象 新時間 対象 新時間 (※) 業務 等時間 (※) 業務 等時間 (※) 業務 等期間 (※) 対象 期間 日本次有給休暇期間における 4 介護 電時期 ① - 1 SRS・ 点数 区分 人数 ① - 2 SRS・ 点数 な数	・認知機能尺度 (3 7点~14点	事後調査) 調査対 15点~21点 15点~21点 16化していないことの 16年後)令和 年 月 (事後)令和 年 月 (事後)令和 年 月 対象者平均、小数点に 短縮していることの 大況 調査対象人数 施した月を基準とす。 19点 調査対象人数 人 8点~19点 11位 11位 11位 11位 11位 11位 11位 11	象人数 人	29点~35点 数 人 1位まで記載)(日)
人数 ② - 2 生活 点数 大数 ② - 2 生活 点数 大数 調査	・認知機能尺度(3 7点~14点	事後調査) 調査対 15点~21点 15点~21点 15点~21点 15点~21点 16点 25点 16点 25点 16点 25点 16点 25点 25点 25点 25点 25点 25点 25点 25点 25点 25	象人数 人	29点~35点 数 人 1位まで記載)(日)
人数 (② - 2 生活 点数区分 人数 調査対象者に 3 総業務時間 対象 第時間 対象 第時間 対象 第時間 (※) 対象 期間 超過 前の 月 あた 総業 参射間 年(※) 対象 解間間 年(※) 対象 解間間 年(※) 対象 解間間 年(数) 対象 保護期間におい 4 介護職員の 事前調 ① - 1 SRS 点数区分 人数 ① - 2 SRS 点数区分 人数 3 であります。	・認知機能尺度 (3 7点~14点	事後調査) 調査対 15点~21点 15点~21点 16化していないことの 16年後)令和 年 月 (事後)令和 年 月 (事後)令和 年 月 対象者平均、小数点に 短縮していることの 大況 調査対象人数 施した月を基準とす。 19点 調査対象人数 人 8点~19点 11位 11位 11位 11位 11位 11位 11位 11	象人数 人	29点~35点 数 人 1位まで記載)(日)
人数	・認知機能尺度(3 7点~14点 7点~14点 7点~14点 7点~14点 7点~14点 7点~16	事後調査) 調査対 15点~21点 15点~21点 15点~21点 15点~21点 15点~21点 16本 20点 15点~21点 16本 20点	象人数 人	29点~35点 数 人 1位まで記載)(日)
人数	・認知機能尺度 (3 7点~14点 7点~14点 7点~14点 7点~14点 7点~14点 7点~15 時間 1	事後調査) 調査対 15点~21点 15点~21点 15点~21点 15点~21点 15点~21点 16点 15点~21点 16点 16点 16点 16点 16点 16点 16点 16点 16点 1	象人数 人	29点~35点 数 人 1位まで記載)(日)
人数	・認知機能尺度 (3 7点~14点 7点~14点 7点~14点 7点~14点 7点~14点 7点~15時間に含ま (事前)令和 年 月 9 の時間数 (調査な 次有給休暇調査を実 1 3の事後額の取の変化 (3 の事後額 5 3 前 5 3 前 5 4 5 3 前 5 4 5 1 5 1 5 1 5 1 5 1 5 1 5 1 5 1 5 1	事後調査) 調査対 15点~21点 15点~21点 15点~21点 15点~21点 16点 26点 15点 26点 16点 26点 26点 26点 26点 26点 26点 26点 26点 26点 2	象人数 人	29点~35点 数 人 1位まで記載)(日)
人数	・認知機能尺度 (3 7点~14点 7点~14点 7点~14点 7点~14点 7点~14点 7点~14点 7点~15時間に含ま (事前)令和 年 月 9の時間数 (調査対象 3の事後 3の事後 3の事後 3の事後 3の事後 15 3の事後 3の事後 15 3の事後 3の事 4 7点 18 (事後 3 7点 18 (事を 3 7高) 18 (事を 3 7а) 18 (事を 3 7a) 18 (事を 3 7a	事後調査) 調査対 15点~21点 15点~21点 15点~21点 15点~21点 16 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	象人数 人	29点~35点 数 人 1位まで記載)(日)
人数 ② - 2 生活 点数区分 人数 調査対象者に 3 総業期時間 対象第時間 対象第時間 対象期時間 超過勤務時間 (※) 美術・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・	・認知機能尺度 (3 7点~14点 7点~14点 7点~14点 7点~14点 7点~14点 7点~15時間に含ま (事前)令和 年 月 9 の時間数 (調査な 次有給休暇調査を実 1 3の事後額の取の変化 (3 の事後額 5 3 前 5 3 前 5 4 5 3 前 5 4 5 1 5 1 5 1 5 1 5 1 5 1 5 1 5 1 5 1	事後調査) 調査対 15点~21点 15点~21点 15点~21点 15点~21点 16点 25点 25点 25点 25点 25点 25点 25点 25点 25点 25	象人数 人	29点~35点 数 人 1位まで記載)(日)
人数 ② - 2 生活 点数区分 人数 調査対象者に 3 総業期間 対象第時間 対象第時間 対象第時間 超過勤務時間 (※) 業参判期間 日本大有給体服期期間(※) 対象服服期間(表) 対象服服期間(表) 対象服服期間(表) 対別の事前。	・認知機能尺度 (3 7点~14点	事後調査) 調査対 15点~21点 15点~21点 15点~21点 15点~21点 15点~21点 16点 25点 15点 25点 16点 25点 25点 25点 25点 25点 25点 25点 25点 25点 25	象人数 人	29点~35点 数 人 1位まで記載)(日)

備考 詳細については、別途通知(「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」等における生産 性向上に先進的に取り組む特定施設等に係る人員配置基準の留意点について」)を参照すること。

↓以下、所定勤務時間や実勤務時間に関する記載漏れが多くあります。忘れずに必ず記載をお願いします。

施設名				担当しているユニット・フロア名			
職員ID				所定勤務時間	:	~	:
調査実施日	月	日(曜日)	実勤務時間(残業時間含む)	:	~	:

別添1

調査票(表面)

※10分間のうち、実施した業務について、その時間数(整数)について、縦列の合計が10分となるよう記入して下さい。記載例を参考ください。

記載例: 「1.移動・移乗・体位交換を6分間、7.食事支援を4分間」実施した場合

職員向けタイムスタディ調査票

※勤務時間に応じて、「時台」の枠に、数字を記入してください。記載例として、8時から勤務を始めた場合には、「8時台」「9時台」・・・と勤務終了まで記載ください。

		記載例			時台						台				時台					時						台					時台		
NO 分類	Sub- NO 項目	_	00分- 09分	10分- 20分 19分 29分	分- 30分 分 39分	- 40分- 49分	· 50分- 59分	00分- 09分	10分- 19分	20分- 29分	30分- 39分	40分-50分49分59分	分 00分 09分	·- 10分- 19分	20分- 30分 29分 39分	分 49分	- 50分- 59分	00分- 09分	10分- 19分	20分- 29分	30分- 40 39分 49	分- 50分分 59分	- 00分- 09分	10分- 19分	20分- 29分	30分- 40 39分 4	分- 50 9分 59)分- 0 9分 0	0分- 10 9分 1	0分- 20 .9分 2	0分- 30分 9分 39分) 40分 3 49分	/- 50分- 分 59分
直接介護(※1)	1 移動・移乗・体位交換	6																															
	2 排泄介助•支援																																
	3 入浴・整容・更衣																																
	4 利用者とのコミュニケーション																																
Α	5 日常生活自立支援(※2)																																
,																																	
	6 行動上の問題への対応(※3)																																
	7 食事支援 機能訓練・リハビリテーション・医療的処	4																															
	機能訓練・リハビリテーション・医療的処 8 置																																
	9 その他の直接介護																																
間接業務	10 巡回・移動																																
	11 記録・文書作成・連絡調整等(※4)																																
	利用者のアセスメント・情報収集・介護 12 計画の作成・見直し																																
	13 見守り機器の使用・確認																																
	介護ロボット・ICT機器の準備・調整・ 14 片付け (※5)																																
В	15 他の職員に対する指導・教育(※6)																																
	16 食事・おやつの配膳・下膳等																																
	17 入浴業務の準備等																																
	18 リネン交換・ベッドメイク																																
	19 居室清掃・片付け																																
	20 消毒などの感染症対応																																
	21 その他の間接業務(※7)																																
C 休憩	22 休憩·待機·仮眠																																
D その他	23 その他																																
余裕時間 E	余裕時間(突発でのケアや対応ができ 24 る状態)																																
	- 備考・補足等							_																									
<u>:</u> ※1 見守りによる介助を記	: : ^±			\'\ 2	상단/ID 1	マニキカィー ギ	為、昼夜)	*** ***	リーナナナフ	· ++ r \- /- /-	-					\'.' F	₩ □ □		= 12 H	=n.⇔.o	確認·見ī	=1 LL/-	14 <i>11</i> 6346	/-	\	ノクリエーショ	\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	** **					

※1 見守りによる介助を含む。

※3 徘徊、不潔行為、昼夜逆転等に対する対応等

※ 5 機器の充電、セッティング、設定の確認・見直し、片付け作業等

※ 7 レクリエーションの準備等

調査票(裏面)

記載例:「1.移動・移乗・体位交換を6分間、7.食事支援を4分間」実施した場合

※勤務時間に応じて、「時台」の枠に、数字を記入してください。記載例として、8時から勤務を始めた場合には、「8時台」「9時台」・・・と勤務終了まで記載ください。

			記載例			時台					時台		Т		時台		T		時	台				時	台					時台	
NO 分類	Sub- NO	項目	_	00分- 09分	10分- 20 19分 29	O分- 30 9分 39)分- 40分 9分 49分	h- 50分- 分 59分	00分- 09分	10分- 19分	20分- 30分- 29分 39分	40分- 50 49分 59	分- 00分 分 09:	分- 10分-	20分- 30分- 29分 39分	40分- 50分 49分 59分	分- 00分 分 09分	r- 10分- 计 19分	20分- 29分	30分- 40g 39分 49	分- 50分 分 59分	·- 00分) 09分	r- 10分- 计 19分	20分- 29分	30分- 4 39分 ·	40分- 49分	50分- 59分	00分- 09分	10分- 2 19分	20分- 30分 29分 39分	分- 40分- 50分- 分 49分 59分
直接介護(※1)	1	移動・移乗・体位交換	6																												
	2	排泄介助•支援																													
	3	入浴•整容•更衣																													
	4	利用者とのコミュニケーション																													
Α	5	日常生活自立支援(※2)																													
		行動上の問題への対応(※3)																													
		食事支援	4																												
		機能訓練・リハビリテーション・医療的処 置																													
		その他の直接介護																													
間接業務		巡回·移動																													
		記録・文書作成・連絡調整等(※4)																													
		利用者のアセスメント・情報収集・介護計画の作成・見直し																													
		計画の作成・見直し 見守り機器の使用・確認																													
		介護ロボット・ICT機器の準備・調整・ 片付け(※5)																													
		片付け (※5) 他の職員に対する指導・教育(※6)																													
В																															
		食事・おやつの配膳・下膳等																													
		入浴業務の準備等																													
		リネン交換・ベッドメイク																													
		居室清掃・片付け																													
		消毒などの感染症対応																													
。 休憩		その他の間接業務(※7)																													
C その他		休憩·待機·仮眠 																													
D 会裕時間		その他																													
E	24	余裕時間(突発でのケアや対応ができ る状態)																													
	_	備考·補足等																													

^{※1} 見守りによる介助を含む。

^{※3} 徘徊、不潔行為、昼夜逆転等に対する対応等

^{※5}機器の充電、セッティング、設定の確認・見直し、片付け作業等

^{※ 7} レクリエーションの準備等

参考 タイムスタディ調査の実施方法

以下を参考(事例として夜間帯の調査を例示)にご回答をお願いいたします。 【タイムスタディ調査票の記入例と注意事項】

施設名	0000)		担当しているユニット・フロア名	0000
施設ID	3	職員ID	3	所定勤務時間	20:30 ~ 7:30
調査実施日	<mark>7</mark> 月	7 日(金曜日)	実勤務時間 (残業時間含む)	20:30 ~ 9:00

※10分間のうち、実施した業務について、その時間数(整数)を記入して下さい。記載例を参考ください。

記載例①: 「6.巡回・移動を4分間、1.移動・移乗・体位変換を6分間」実施した場合、 記載例②: 「11. 仮眠を10分間した場合

記入例

Sub-NO 項目 1 移動・移乗・体位変換 2 排泄介助・支援 3 日常生活自立支援(※1) 4 行動上の問題への対応(※2) 5 利用者とのコミュニケーション・医療的である。 7 その他の直接介護	処置	005) - 095)	105) -	20% - 29%	10	注1 10	1	00%) - 09%)	105) - 195)	20分 - 29分	30%) - 39%)	40分 - 49分		注2	J.	20分 - 29分	30分 - 39分	40 4	注3		10分 - 19分	20分 - 29分	30分 - 39分	405) - 495)	595)	095)	195)	20%) - 29%)	305) - 40 395) 4	0分 - 50分 · 49分 59分
2 排泄介助・支援 3 日常生活自立支援(※1) 4 行動上の問題への対応(※2) 5 利用者とのコミュニケーション・医療的				10	10	10	<		•••						₹.	••••	4									•••				
3 日常生活自立支援(※1) 4 行動上の問題への対応(※2) 5 利用者とのコミュニケーション 6 機能訓練・リハビリテーション・医療的	処置			10	10	10					:				•								i i			(
3 日常生活自立支援(※1) 4 行動上の問題への対応(※2) 5 利用者とのコミュニケーション・医療的	処置			10	10	10			i						1									10	10	8				
4 行動上の問題への対応(※2) 5 利用者とのコミュニケーション 6 機能訓練・リハビリテーション・医療的	処置					l		.		ļ		10									10	5								
6 機能訓練・リハビリテーション・医療的	処置																													
	処置																													
										-											•									
								<u>.</u>																						
8 巡回•移動	4							3	7		10				10	2						5	10			2				
9 記録・文書作成・連絡調整等(<u>.</u>		į									10	10	•									
10 見守り機器の使用・確認								<u>.</u>																						
11 食事・おやつの配膳・下膳等																														
12 その他の間接業務										<u>.</u>																				
13 休憩・待機		10	10				10	7	3	10			10	10		8	10	10												
14 仮眠																											10	10	10 '	10 10
15 その他																														
																														
	13 休憩・待機 14 仮眠 15 その他	13 休憩・待機 14 仮眠 15 その他	13 休憩·待機 10 14 仮眠	13 休憩・待機 10 10 10 14 仮眠 15 その他	13 休憩・待機 10 10 10 14 仮眠 15 その他	13 休憩・待機 10 10 10 14 仮眠 50 その他 50 その他 50 ままま 10 ままままままままままままままままままままままままままままま	13 休憩・待機 10 10 10 14 仮眠 15 その他	13 休憩・待機 10 10 10 10 10 10 10 15 その他	13 休憩・待機 10 10 10 7 14 仮眠 15 その他	13 休憩・待機 10 10 10 7 3 14 仮眠 15 その他	13 休憩・待機 10 10 10 7 3 10 14 仮眠 15 その他	13 休憩・待機 10 10 10 7 3 10 14 仮眠 15 その他	13 休憩・待機 10 10 10 7 3 10 14 仮眠 15 その他	13 休憩・待機 10 10 10 7 3 10 10 10 14 仮眠 15 その他	13 休憩・待機 10 10 10 7 3 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 15 その他 15 その他 15 本の他 15 本の他 15 本の他 15 本の他 17 本の他 18 本の他 18 本の他 18 本の他 19 本の	13 休憩・待機 10 10 10 7 3 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 15 その他 15 その他 15 本の他 15 本の	13 休憩・待機 10 10 10 7 3 10 10 10 8 14 仮眠 5 その他 5 での他 5 でのも 5 での他 5 での他 5 でのも 5	13 休憩・待機 10 10 10 7 3 10 10 10 8 10 14 仮眠 5 その他 5 その他 5 での他 5 でのから 5 でのもの 5 でのもの 5 でのから 5 でのものもの 5 でのものものものものものものものものものものものものものものものものものものも	13 休憩・待機 10 10 10 7 3 10 10 10 8 10 10 14 仮眠 5 その他 5 での他 5 でのから 5 でのものものものものものものものものものものものものものものものものものものも	13 休憩・待機 10 10 10 7 3 10 10 10 8 10 10 10 14 仮眠 5 その他 5 での他 5 でのから 5 でのもの 5 でのもの 5 でのから 5 でのものもの 5 でのものものものものものものものものものものものものものものものものものものも	13 休憩・待機 10 10 10 7 3 10 10 10 8 10 10 10 14 仮眠 5 その他 5 での他 5 でのから 5 でのもの 5 でのもの 5 でのから 5 でのもの 5 で	13 休憩・待機 10 10 10 7 3 10 10 10 8 10 10 10 14 仮眠 15 その他	13 休憩・待機 10 10 10 7 3 10 10 10 8 10 10 10 14 仮眠 5 その他 5 での他 5 でのから 5 でのもの 5 でのもの 5 でのものものものものものものものものものものものものものものものものものものも	13 休憩・待機 10 10 10 7 3 10 10 10 8 10 10 10 10 14 仮眠 5 2の他 5 2の他 5 20 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10	13 休憩・待機 10 10 10 7 3 10 10 10 8 10 10 10 10 14 仮眠 5 その他 5 での他 5 でのから 5 でのもの 5 でのから 5 でのもの 5 でのものものもの 5 でのものものものものものものものものものものものものものものものものものものも	13 休憩・待機 10 10 10 7 3 10 10 10 8 10 10 10 10 14 仮眠 5 での他 5 でのか 5	13 休憩・待機 10 10 10 7 3 10 10 10 8 10 10 10 10 14 仮眠 5 での他 5 での他 5 での他 5 での他 5 での他 5 での は かいまま かいまま かいまま かいまま かいまま かいまま かいまま かい	13 休憩・待機 10 10 10 7 3 10 10 10 8 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10	13 休憩・待機 10 10 10 10 7 3 10 10 10 8 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10	13 休憩·待機 10 10 10 7 3 10 10 10 8 10 10 10 8 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10

- ※ 2 徘徊、不潔行為、昼夜ご転等に対する対応等※ 3 利用者に関する記録等(作成、勤務票等の作成、申し送り、文書検索等

【注1】

時間の区切りをまたいで複数の業務を行った場合、 10分間のそれぞれの区切りの中で、行った複数の 業務をそれぞれ何分間実施したかをご記入ください。

例えば…

22:00~22:06の7分間を休憩・待機、

22:07~22:16の10分間で巡回・移動、その後

22:17~22:29で休憩・待機だった場合は

注1の点線囲みのように記入してください。

【注2】

ひとつの列 (10分間の区切り) に記入する数値の 合計が、必ず10になるよう注意してください。 正確な効果の測定のためにも、未記入の時間帯や 時間数の不足が無いよう、ご確認をお願いいたしま す。

【注3】

すべての時間帯の、各列(10分間の区切り)には 10以下の数値を必ず入力して下さい。

利用者向け調査票

別添2

施設名

利用者番号	記入日
	年 月 日

1. 対象利用者概要

2. 対象利用者の生活・認知機能尺度

|身近なもの(たとえば、メガネや入れ歯、財布、上着、鍵など)を置いた場所を覚えていますか

- I-① ※介護者が一緒に探しているなど、一人で探す様子が分からない場合は、もし一人で探すとしたらどうかを想定して評価してください
 - 5 常に覚えている
 - 4 たまに(週1回程度)忘れることはあるが、考えることで思い出せる
 - 3 思い出せないこともあるが、きっかけがあれば自分で思い出すこともある(思い出せることと思い出せないことが同じくらいの頻度)
 - 2 きっかけがあっても、自分では置いた場所をほとんど思い出せない
 - Ⅰ 忘れたこと自体を認識していない
- | 身の回りに起こった日常的な出来事(たとえば、食事、入浴、リハビリテーションや外出など)をどのくらいの期間、覚えていますか※最近 | 週間の様子を評価してください
 - 5 | 週間前のことを覚えている
 - 4 1週間前のことは覚えていないが、数日前のことは覚えている
 - 3 数日前のことは覚えていないが、昨日のことは覚えている
 - 2 昨日のことは覚えていないが、半日前のことは覚えている
 - ||全く覚えていられない

現在の日付や場所等についてどの程度認識できますか

- ② ※上位レベルのことと下位レベルのことが両方でき、上位と下位の間の項目ができない場合には、上位レベルのほうを 選び回答してください 例:1と3に該当し、2に該当しない場合⇒1を選択する
 - 5 年月日はわかる(±1日の誤差は許容する)
 - 4 年月日はわからないが、現在いる場所の種類はわかる
 - 3 場所の名称や種類はわからないが、その場にいる人が誰だかわかる(家族であるか、介護者であるか、看護師であるか等)
 - 2 その場にいる人が誰だかわからないが、自分の名前はわかる
 - | 自分の名前がわからない
- 誰かに何かを伝えたいと思っているとき、どれくらい会話でそれを伝えることができますか
 ③ ン「今子ができる」とは、2 老の意思が互いには過ごされていると思います。

ク ┃※「会話ができる」とは、2 者の意思が互いに疎通できている状態を指します

- 5 会話に支障がない(「○○だから、××である」といった2つ以上の情報がつながった話をすることができる)
- 4 複雑な会話はできないが、普通に会話はできる(「○○だから、××である」といった2つ以上の情報がつなりがった話をすることはできない)
- 3 普通に会話はできないが、具体的な欲求を伝えることはできる(「痛い」「お腹が空いた」などの具体的な要求しか伝えられない)
- 2 会話が成り立たないが、発語はある(発語はあるが、簡単な質問に対して適切な回答ができなかったり、何を聞いても「うん」とだけ答える)
- Ⅰ 発語がなく、無言である

一人で服薬ができますか

- ② | ※服薬していなかったり、介護者が先に準備しているなど、実際の服薬能力が分からない場合は、一人で服薬する場合を想定して評価してください
 - 5 自分で正しく服薬できる
 - 4 自分で用意して服薬できるが、たまに(週1回程度)服薬し忘れることがある
 - 3 2回に1回は服薬を忘れる
 - 2 常に薬を手渡しすることが必要である
 - Ⅰ 服薬し終わるまで介助・みまもりが必要である

一人で着替えることができますか

- ⑤ ※まひ等により身体が不自由で介助が必要な場合は、障害がない場合での衣服の機能への理解度を想定して評価してください
 - 5 季節や気温に応じた服装を選び、着脱衣ができる
 - 4 季節や気温に応じた服装選びはできないが、着る順番や方法は理解し、自分で着脱衣ができる
 - 3 促してもらえれば、自分で着脱衣ができる
 - 2 着脱衣の一部を介護者が行う必要がある
 - Ⅰ 着脱衣の全てを常に介護者が行う必要がある

テレビやエアコンなどの電化製品を操作できますか

- ⑥ ※テレビが無い場合は、エアコンで評価してくださいいずれもない場合は、電子レンジ、ラジオなどの電化製品の操作で評価してください
- 5 自由に操作できる(「複雑な操作」も自分で考えて行うことができる)
- 4 チャンネルの順送りなど普段している操作はできる(「単純な操作」であれば自分で行うことができる)
- 3 操作間違いが多いが、操作方法を教えてもらえれば使える(「単純な操作」が分からないことがあるが、教えれば自分で操作することができる)
- 2 リモコンを認識しているが、リモコンの使い方が全く分からない(何をする電化製品かは分かるが、操作を教えても自分で操作することはできない)
- | リモコンが何をするものか分からない

3. 対象利用者におけるQOLの変化

QOLの変化 ※出典:WHO-5 精神的健康状態表

最近	2週間、利用者の状態に最も近いものに○をつけてください	いつも	ほとんど いつも	半分以 上の期 間を	半分以 下の期 間を	ほんのた まに	まったく ない
1	明るく、楽しい気分で過ごした	5	4	3	2	I	0
2	落ち着いた、リラックスした気分で過ごした	5	4	3	2	I	0
3	意欲的で、活動的に過ごした	5	4	3	2	I	0
4	ぐっすりと休め、気持ちよく目覚めた	5	4	3	2	I	0
5	日常生活の中に、興味のあることがたくさんあった	5	4	3	2	I	0

以上です。ご回答ありがとうございました。

別添3

施設向け調査票(労働時間調査票)

入職前など、1か月間のすべてで勤務がない場合は"—"と記載ください。

例:令和5年 職員 番号 ●月 ●月 ●月 ●月 ●月 ●月 ●月 年間の有給休暇 の取得日数 所定総 総実労働 労働時間 時間 所定総 労働時間 総実労働 所定総 総実労働 労働時間 時間 時間 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30

	例: 令和6年							
職員 番号	●月	年間の有給休暇 の取得日数						
	所定総 総実労働 労働時間 時間	の取得日数						
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								
11								
12								
13								
14								
15								
16								
17								
18								
19								
20								
21								
22								
23								
24								
25								
26								
27								
28								
29								
30								

職員向け調査票

別添4

施設名	職員番号	記)	日	
		年	月	日

I.職員概要 事前·事後

性別	l:男 2:女	年齢階級	10歳代 60歳代	20歳代 · 70歳代~	30歳代	٠	40歳代	•	50歳代	•	
役職	1:経営層	2:管理	者・リーダー	3:-	般職	4:-	その他()
	犬の職種 経験年数	年	ケ月								

2. 心理的負担評価

※出典:心理的ストレス反応測定尺度(Stress Response Scale-18)

事前·事後

※ この設問では、普段の心理的な状態についてお伺いします。それぞれ、あてはまるもの↓つに○をつけてください。

	全くちがう	いくらかそうだ	まあそうだ	その通りだ	
怒りっぽくなる	0	I	2	3	
2 悲しい気分だ	0	I	2	3	
3 なんとなく心配だ	0	I	2	3	
4 怒りを感じる	0	I	2	3	
5 泣きたい気持ちだ	0	I	2	3	
6 感情を抑えられない	0	ı	2	3	
7くやしい思いがする	0	I	2	3	
8 不愉快だ	0	I	2	3	
9 気持ちが沈んでいる	0	I	2	3	
10 いらいらする	0	ı	2	3	
いろいろなことに自信がない	0	ı	2	3	
12 何もかもいやだと思う	0	ı	2	3	
13 よくないことを考える	0	I	2	3	
14 話や行動がまとまらない	0	I	2	3	
15 なぐさめて欲しい	0	I	2	3	
16 根気がない	0	I	2	3	
17 ひとりでいたい気分だ	0	I	2	3	
18 何かに集中できない	0	I	2	3	

3. テクノロジーの導入等によるモチベーションの変化

事後のみ

※ この設問では、テクノロジーの導入等の前後のモチベーションの変化についてお伺いします。

	←減少したと感じる					増加したと感じる→		
テクノロジー導入等による、仕事のやりがい の変化	-3	-2	-1	0	I	2	3	
テクノロジー導入等による、職場の活気の変 2 化	-3	-2	-1	0	I	2	3	